公益社団法人
広島県環境保全センター

会報

第33号　2025-12

水のキレイなリサイクル　浄化槽には法定検査が必要です

表紙写真

倉橋島から望む音戸の瀬戸（呉市）

（写真撮影：森 本 真 也）

目　　次

●ごあいさつ　理事長　藤原　章員 …… 1

●浄化槽行政の現況

世羅町の浄化槽維持管理補助金制度について

世羅町上下水道課長　広山　幸治 …… 3

●センター実施事業等の紹介

1　浄化槽法定検査の実施について

①　令和７年度　上半期事業実施報告 …… 6

②　令和６年度　浄化槽法定検査実施状況（当センター実施分）…… 10

③　令和６年度　市町別浄化槽法定検査基数（効率化検査を含む全検査分）…… 16

④　広島県内の特定既存単独処理浄化槽の状況について

業務部業務課長　内藤快比古 …… 20

2　センターだより

①　「環境の日」ひろしま大会に参加して

業務部検査課長　荒中　正紀 …… 32

②　第39回全国浄化槽技術研究集会に参加して

福山支所　検査一係　主任検査員　石田　祥史 …… 33

業務部検査課　検査二係　主任検査員　守下　　翼 …… 34

③　新たな力　新規採用検査職員からのメッセージ

業務部検査課　検査二係　検査員　新田　流清 …… 35

●センタートピックス

1　令和８年度第40回全国浄化槽技術研究集会の開催地決定（広島市）…… 38

2　表彰者紹介 …… 39

3　東広島支所移転のお知らせ …… 40

●浄化槽検査委員会　委員名簿 …… 42

●製造・施工部会、保守点検・清掃部会　委員名簿 …… 43

●役員・相談役名簿 …… 44

●会員名簿 …… 45

ご あ い さ つ

公益社団法人　広島県環境保全センター
理事長　**藤　原　章　員**

会報の発行にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

会員の皆様には、平素から当センターの運営にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。また、行政をはじめ関係機関の方々からの指導・助言に対して、深く感謝を申し上げます。

さて、当センターでは、浄化槽の適正な維持管理を通じて公共用水域の水質保全を図るべく、関係者一丸となって法定検査の着実な実施に取り組んでまいりました。

昨年度は、過去最多の約46,000基について、計画どおり適切に検査を完了することができました。この達成は、地道な掘り起こし活動による法定検査の受検率向上の取組や、制度を支える行政・関係団体との連携の賜物にほかなりません。

一方、現在、人口減少や高齢化が進展する中、浄化槽を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、持続可能な社会を目指すうえで、限られた人材と資源の中で、いかに検査の質を高め、信頼性を確保していくかが問われています。

こうした時代の転換点に立つ今こそ、私たちは制度の本来の趣旨、すなわち「生活排水による水質汚濁の防止」という理念に立ち返り、より信頼される検査制度を目指し、現場の声に耳を傾けながら、適正かつ効率的な検査体制の構築に向けた取組を重ねていくことが、当センターの使命であると考えています。

このような中、令和８年度には、本県において「全国浄化槽技術研究集会」が開催される運びとなりました。全国の技術者・研究者・事業者が一堂に会し、最新の技術や制度に関する動向や課題について議論を深める貴重な機会となります。地域の技術力と実務経験を全国に発信する貴重な機会となることを期待しているところです。

今後とも、県民の皆様から信頼される法定検査機関として、地域の水環境保全に貢献できるよう努めてまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

●浄化槽行政の現況

世羅町の浄化槽維持管理補助金制度について

世羅町上下水道課長　広山　幸治 …… 3

世羅町の浄化槽維持管理補助金制度について

世羅町上下水道課長　広　山　幸　治

世羅町は広島県の中東部に位置し、東は府中市、西は東広島市、南は尾道市、三原市、北は三次市に接し、これら都市の20～30km圏内にあり、広島空港にも約36kmと近い位置にあります。

面積は278.14km^{2}で、地形は、通称「世羅台地」と呼ばれる標高350～450mの台地を形成し、瀬戸内海に流れる一級河川芦田川水系と一級河川江の川水系の分水嶺となっています。

世羅町の田園風景

花観光農園のチューリップ

河川上流域ながらも町内には５つのダムが設けられ、豊かな自然環境を活かし、四季折々の花、果物、野菜等農産物が育てられ、町内各地の観光農園などへ令和６年には約235万人の観光客が訪れています。

令和７年９月末現在の世帯数は6,744世帯、人口は14,267人であり、平成16年10月の旧世羅郡３町（甲山町、世羅町、世羅西町）合併当時に比べ20年間で5,510人（27.9％）減少しています。

中山間地域の自治体に共通する過疎化・高齢化の傾向が続く中で、世帯数は50世帯の減少に留まっており、世帯の核家族化と少人数化も併せて進んでいます。

町内の汚水処理は、公共下水道と農業集落排水処理施設がありますが、事業区域は役場及び支所周辺の市街地部分に限定されており、令和６年度末の下水道等の処理人口は10.1％に留まっています。

このため、下水道等の区域外である町内の殆どの地域については、小型合併浄化槽の設置者に対する補助制度を設け、下水道等の整備と併せて総合的に生活排水処理対策を推進しています。

合併浄化槽については、建築基準法に基づく人槽算定を基に浄化槽の規模が決定されますが、「住宅に設置する屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準のただし書き適用基準」の運用開始前に設置された

浄化槽については、床面積に比例して浄化槽が設置されており、農業を基幹産業とする当町では、既存住宅の床面積が都市部等に比べて広いため規模の大きい浄化槽が設置されたケースが多く、維持管理費用の負担軽減を求める意見が出されていました。

また、農業集落排水処理施設については、使用人数に応じた料金体系としており、その年間使用料が合併浄化槽の年間維持管理費（保守点検・清掃・法定検査の合計額）に比べて安価なことから、負担の公平性を保つ必要がありました。

こうした背景から、平成25年10月に「世羅町浄化槽維持管理補助金交付要綱」を制定し、一定の条件を満たした合併浄化槽の管理者に対し、維持管理費の一部助成を行うこととしました。

世帯構成員数	年間農業集落排水使用料相当額
1人	26，400円
2人	33，000円
3人	39，600円
4人	46，200円
5人	52，800円
6人	59，400円
7人	66，000円
8人	72，600円
9人	72，600円
10人以上	72，600円

補助金の算定方法　（図）

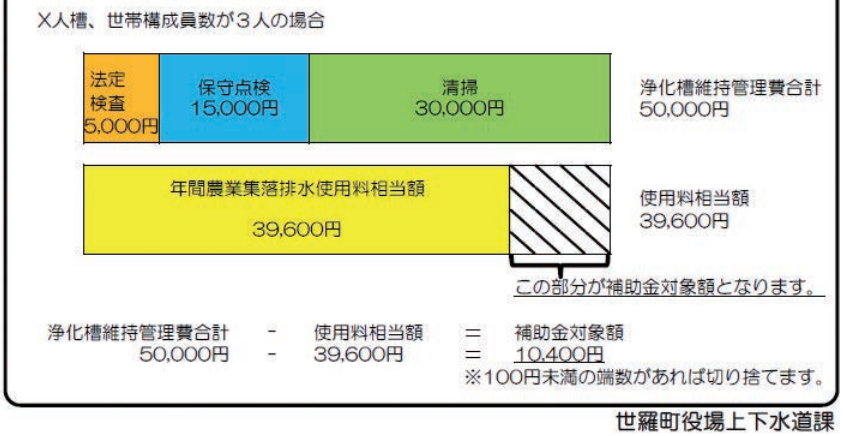

世羅町役場上下水道課

補助金の算定方法については、歴年における保守点検料、清掃料及び法定検査料金の合計額から、世帯構成員（町内に住民票を有する者）を基に算定した「年間農業集落排水使用料相当額」を差し引いた金額として、上限金額が５万円、最少金額を法定検査料として助成しています。

令和７年度においては、約2,300基の合併浄化槽管理者に対する助成を見込み、約5,300万円の予算を計上しています。

この事業の財源には、平成28年度から過疎対策事業債（ソフト分）を活用しており、生活環境を保全することで住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る事業として位置付け、合併浄化槽の適正な維持管理を推進しています。

この制度の開始から12年が経過しますが、浄化槽法定検査受検率は約90％の水準へと向上しており、保守点検や清掃等の適正実施に対する効果も大きいと考えています。

この助成制度を円滑に運用するためには、町の浄化槽設置管理台帳の精査が不可欠であり、公益社団法人広島県環境保全センター及び公益社団法人広島県浄化槽協会、保守点検・清掃事業者など、関係する皆様方のご協力に支えていただいております。

この場をお借りして、関係各位に対し厚くお礼申し上げるとともに、今後も引き続き、本町の浄化槽行政の推進にご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

●センター実施事業等の紹介

1　浄化槽法定検査の実施について

①　令和７年度　上半期事業実施報告 …… 6

②　令和６年度　浄化槽法定検査実施状況（当センター実施分）…… 10

③　令和６年度　市町別浄化槽法定検査基数（効率化検査を含む全検査分）…… 16

④　広島県内の特定既存単独処理浄化槽の状況について

業務部業務課長　内藤快比古 …… 20

2　センターだより

①　「環境の日」ひろしま大会に参加して

業務部検査課長　荒中　正紀 …… 32

②　第39回全国浄化槽技術研究集会に参加して

福山支所　検査一係　主任検査員　石田　祥史 …… 33

業務部検査課　検査二係　主任検査員　守下　　翼 …… 34

③　新たな力　新規採用検査職員からのメッセージ

業務部検査課　検査二係　検査員　新田　流清 …… 35

令和７(2025)年度上半期　事業実施報告

１　浄化槽法定検査月別実施状況（令和７(2025)年４月～９月）

（単位：基）

年　　月	総　数	７条検査	11条検査		
			11条合計	10人槽以下	11人槽以上
2025年４月	3,397	138	3,259	2,192	1,067
2025年５月	3,621	238	3,383	2,582	801
2025年６月	3,918	228	3,690	2,654	1,036
2025年７月	3,987	322	3,665	2,567	1,098
2025年８月	3,123	73	3,050	2,159	891
2025年９月	3,713	114	3,599	2,328	1,271
2025年度実績（４月～９月）	**21,759**	**1,113**	**20,646**	**14,482**	**6,164**
2025年度計画（４月～９月）	21,240	1,128	20,112	13,904	6,208
実績－計画（４月～９月）	519	▲15	534	578	▲44
2025年度年間計画	44,000	2,233	41,767	28,010	13,757
2024年度協会実績（D地区４月～９月）	―	―	―	13,974	―

※今年度ガイドライン検査はD地区（福山市、大竹市、廿日市市、神石高原町）です。

２　浄化槽法定検査判定結果（令和７(2025)年４月～９月）

（単位：基）

判定区分	７条検査		11条検査		基数計
	基　数	割　合	基　数	割　合	
A　適　　正	761	69%	12,156	59%	12,917
B　概ね適正	270	24%	5,820	28%	6,090
C　不 適 正	82	7%	2,670	13%	2,752
計	1,113	100%	20,646	100%	21,759

３　検査実施計画達成のための方策

(1)　受検率向上の取り組み

法定検査の受検率向上のため、未受検浄化槽の管理者（所有者）名、住所等の情報を最新で正確なものとするよう努めるとともに、この情報に基づき効果的な受検依頼を確保するよう、次の取り組みを実施している。

【市町と連携した取り組み】

・浄化槽担当課から届く管理者変更情報を基に、新たな管理者へ受検案内の送付

・未受検者への受検案内（市町名による指導文書）の送付

【当センターの取り組み】

・案内文書宛先不明返送分の宛先氏名・住所等の再精査

・検査案内未回答分への検査員による掘起し

（過去の受検状況別にリストを作成し、電話や現地訪問により受検勧奨を行っている。）

掘起し状況（令和７年９月30日現在）　　単位：基

掘起し経路			計
	11人槽以上	10人槽以下	
①　市町指導	3	―	3
②　検査員	135	16	151
合計	138	16	154

⑵　検査受検契約締結の推進

検査を毎年確実かつ効率的に実施するため、11人槽以上の浄化槽管理者との二者契約、10人槽以下の浄化槽管理者については（公社）広島県浄化槽協会を含む三者契約による受検契約締結を推進している。

４　検査精度管理の実施

⑴　水質検査の精度管理

休日でも自動測定が可能なBOD測定装置により、法定検査を行う全ての浄化槽について適正かつ効率的にBOD水質検査を実施している。

また、測定結果を安定した正確なものとするため、メーカーと保守契約を結び測定装置の的確な維持管理の徹底、機器の更新など検査環境の整備を行い、検査業務の精度管理を行っている。

検査現場で使用する測定機器の一部は、公的機関の検定を定期的に受け、検査業務の精度管理を行っている。

⑵　検査技術の向上

検査員の検査技術向上及び現場検査の精度管理の徹底を図るため、職員研修会、現場検査指導等のOJTを含めた体系的な内部研修の充実に努めている。

また、全国浄化槽技術研究集会など外部の研究発表会や講習会等に検査員を参加させて、浄化槽の最新情報の収集に努めている。

５　各種会議の開催・参画

【開催】

・浄化槽検査委員会（７月23日）

・製造・施工部会 及び 保守点検・清掃部会（第１回：４月23日、第２回：９月17日）

【参画】

・広島県浄化槽適正維持管理促進協議会（７月16日）

・（広島県）法定検査機関連絡調整会議（８月27日）

・（一社）全国浄化槽団体連合会の諸会議

・（一社）全国浄化槽団体連合会中国地区協議会の諸会議

６　法定検査関連普及啓発等事業

⑴　環境啓発イベント等への参加

「環境の日」ひろしま大会実行委員会主催（事務局：広島県環境政策課）の環境啓発イベント、「環境の日」ひろしま大会に出展参加した。（６月21日）

⑵　「浄化槽の日」に適正維持管理啓発新聞広告の掲載

10月１日（浄化槽の日）付けの中国新聞朝刊に、浄化槽の適正な維持管理の実施、特に法定検査の受検について啓発する新聞広告を広島県、広島県浄化槽推進市町村協議会、（公社）広島県浄化槽協会と合同で掲載した。

⑶　浄化槽システムの脱炭素化推進事業の事務手続き支援

令和７年度も、全国浄化槽団体連合会が執行団体となる浄化槽システムの脱炭素化推進事業の広島県における窓口となって補助金の案内や事務手続きの支援を行っている。

（令和７年11月14日現在）

事業種	申請件数
事業１：最新型の効率機器への改修事業	8
事業２：先進的省エネ型浄化槽への交換事業	0
事業３：再生可能エネルギー設備の導入事業	0

⑷　公式サイト運営、会報の発行等による法定検査の普及啓発及び情報提供

会員及び設置者を支援するため、公式サイトや会報等を通じて、浄化槽の適正な設置・管理、浄化槽法定検査の制度、浄化槽関連の手続きやその他の浄化槽に関する情報を提供している。

7　浄化槽現況調査受託事業

東広島市から浄化槽現況調査事業を受託し、宛先不明、未契約、台帳に登録がない等により法定検査を受検していない浄化槽の現況調査（現地における実態調査）を行っている。

この調査は、令和４年度から毎年度行なわれている。

調査内容は、家屋の状態、浄化槽の有無、浄化槽の稼働状況、浄化槽の型式、人槽、排水経路、建物用途、管理者名及び管理者住所、設置場所の住所、使用者名に加え、家屋及び浄化槽周辺の写真及び地図情報を確認し報告を行う。

稼働が確認できた浄化槽管理者へは、法定検査の受検を促し、併せて浄化槽の正しい使い方や適正な維持管理方法について普及啓発を行う。

令和７(2025)年度東広島市現況調査内訳表

10月末現在

内訳	基数	対総数比率（%）	備考
調査総数	293	100.0%	
調査完了	287	98.0%	
浄化槽有	269	91.8%	
浄化槽無	18	6.1%	
下水	9	3.1%	
廃止・対象浄化槽無	6	2.0%	更地等
設置変更	1	0.3%	
設置履歴無	2	0.7%	汲み取り等
調査不能	1	0.3%	総上部車あり
調査拒否	5	1.7%	
浄化槽有	4	1.4%	
浄化槽有無不明	1	0.3%	

8　通常総会、理事会開催等法人の運営

定款に定められた法人運営会議を次のとおり開催した。

(1)　通常総会

第46回：６月23日（月）

(2)　正副理事長会議

令和７年度 第１回：６月３日（火）

令和７年度 第２回：11月13日（木）

令和７年度 第３回：令和８年３月予定

(3)　理事会

令和７年度 第１回：６月３日（火）

令和７年度 第２回：６月23日（月）

令和７年度 第３回：11月13日（木）

令和７年度 第４回：令和８年３月予定

(4)　監事監査

５月20日（火）

令和６(2024)年度　浄化槽法定検査実施状況

（当センター実施分）

10人槽以下の第11条検査については、次表のとおり県内を５分割した地域を年度毎にローテーションして行っており、令和６(2024) 年度はC地区（三原市、尾道市、府中市）のガイドライン検査を当センターが実施した。

地区	市　町　名	**令和６(2024)年度**	令和７(2025)年度	令和８(2026)年度	令和９(2027)年度	令和10(2028)年度
C	三原市、尾道市、府中市	**ガイドライン**	効率化	効率化	効率化	効率化
D	福山市、大竹市、廿日市市、神石高原町	**効率化**	ガイドライン	効率化	効率化	効率化
E	三次市、庄原市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、世羅町	**効率化**	効率化	ガイドライン	効率化	効率化
B	東広島市、竹原市、大崎上島町	**効率化**	効率化	効率化	ガイドライン	効率化
A	広島市、呉市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町	**効率化**	効率化	効率化	効率化	ガイドライン

ガイドライン ：その年度の当センター実施地域

１　規模別浄化槽法定検査基数

（単位：基）

規模（人槽）	７条検査			11条検査			合計		
	単独	合併	計	単独	合併	計	単独	合併	計
～10	0	1,954	1,954	10,152	20,077	30,229	10,152	22,031	32,183
11～20	0	40	40	2,292	1,853	4,145	2,292	1,893	4,185
21～50	0	61	61	3,645	3,044	6,689	3,645	3,105	6,750
51～100	0	22	22	396	1,040	1,436	396	1,062	1,458
101～200	0	4	4	160	630	790	160	634	794
201～300	0	1	1	52	259	311	52	260	312
301～500	0	3	3	31	228	259	31	231	262
501～1000	0	0	0	2	116	118	2	116	118
1001～2000	0	0	0	0	79	79	0	79	79
2001～5000	0	0	0	0	33	33	0	33	33
5001～	0	0	0	0	2	2	0	2	2
合　計	0	2,085	2,085	16,730	27,361	44,091	16,730	29,446	46,176

（11条検査の10人槽以下はガイドライン検査のみの基数）

2　市町別・人槽規模別検査基数

（単位：基）

市町	人槽	～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201～300	301～500	501～1,000	1,001～2,000	2,001～5,000	5,001～	小計	合計
広島市	7条	36	3	3				2					44	1,140
	11条	—	352	482	118	69	32	22	7	6	8		1,096	
呉市	7条	23		5									28	601
	11条	—	156	289	59	31	13	13	4	7	1		573	
竹原市	7条	42	1	2									45	520
	11条	—	147	219	50	32	8	12	3	4			475	
三原市	7条	92	1	1									94	10,703
	11条	9,758	263	391	82	58	24	18	7	6	2		10,609	
尾道市	7条	371	3	9	2	1		1					387	18,571
	11条	15,749	777	1,149	235	143	69	43	13	6			18,184	
福山市	7条	514	3	6	5	1							529	2,599
	11条	—	582	1,104	177	107	33	39	18	5	4	1	2,070	
府中市	7条	68	2	2	1								73	5,526
	11条	4,722	232	383	63	34	9	8	1	1			5,453	
三次市	7条	75	2	2									79	727
	11条	—	197	315	69	27	14	11	8	6	1		648	
庄原市	7条	41			1								42	311
	11条	—	70	120	33	17	7	10	4	5	3		269	
大竹市	7条	1				1							2	92
	11条	—	14	34	24	12		5	1				90	
東広島市	7条	401	13	16	10	1	1						442	2,575
	11条	—	533	1,059	316	129	46	28	11	8	3		2,133	
廿日市市	7条	115	1	6									122	1,035
	11条	—	307	437	64	43	20	20	13	6	3		913	
安芸高田市	7条	70	3	3	1								77	412
	11条	—	110	136	36	24	10	6	8	3	2		335	
江田島市	7条	17	2	1	1								21	248
	11条	—	89	101	22	9	2	2			2		227	
府中町	7条												0	85
	11条	—	16	50	7	9		1	1			1	85	
海田町	7条												0	41
	11条	—	12	23	1	4		1					41	
熊野町	7条	13											13	52
	11条	—	13	18	6	2							39	
坂町	7条												0	17
	11条	—	4	9	3					1			17	
安芸太田町	7条	8		1									9	88
	11条	—	23	30	8	10	3		2	2	1		79	
北広島町	7条	16	2		1								19	261
	11条	—	96	99	13	5	4	6	13	4	2		242	
大崎上島町	7条	5	1	1									7	125
	11条	—	31	56	17	6	3	2	1	1	1		118	
世羅町	7条	31	2	3									36	338
	11条	—	88	149	28	15	10	9	1	2			302	
神石高原町	7条	15	1										16	109
	11条	—	33	36	5	4	4	3	2	6			93	
小計	7条	1,954	40	61	22	4	1	3	0	0	0	0	2,085	46,176
	11条	30,229	4,145	6,689	1,436	790	311	259	118	79	33	2	44,091	
合計		32,183	4,185	6,750	1,458	794	312	262	118	79	33	2	46,176	

※11条の「—」は効率化検査のため対象外の地区　　網掛けの市町はガイドライン検査担当地区

３　市町別検査判定状況

⑴　７条検査　（単位：基）

市町名	検査基数	A：適正	B：概ね適正	C：不適正
広　島　市	44	29	7	8（18.2%）
呉　　市	28	15	9	4（14.3%）
竹　原　市	45	23	13	9（20.0%）
三　原　市	94	69	19	6（ 6.4%）
尾　道　市	387	298	82	7（ 1.8%）
福　山　市	529	377	110	42（ 7.9%）
府　中　市	73	52	17	4（ 5.5%）
三　次　市	79	54	23	2（ 2.5%）
庄　原　市	42	30	12	0（ 0.0%）
大　竹　市	2	1	0	1（50.0%）
東広島市	442	281	117	44（10.0%）
廿日市市	122	66	37	19（15.6%）
安芸高田市	77	58	16	3（ 3.9%）
江田島市	21	17	2	2（ 9.5%）
府　中　町	—	—	—	—
海　田　町	—	—	—	—
熊　野　町	13	9	3	1（ 7.7%）
坂　　町	—	—	—	—
安芸太田町	9	4	5	0（ 0.0%）
北広島町	19	15	2	2（10.5%）
大崎上島町	7	6	1	0（ 0.0%）
世　羅　町	36	29	6	1（ 2.8%）
神石高原町	16	11	5	0（ 0.0%）
合　　計	2,085	1,444	486	155（ 7.4%）

(2) 11条検査 （単位：基）

市町名	検査基数	A：適正	B：概ね適正	C：不適正
広　島　市	1,096	486	485	125（11.4%）
呉　　市	573	316	185	72（12.6%）
竹　原　市	475	278	148	49（10.3%）
三　原　市	10,609	7,003	3,146	460（ 4.3%）
尾　道　市	18,184	11,907	4,292	1,985（10.9%）
福　山　市	2,070	1,278	477	315（15.2%）
府　中　市	5,453	3,799	1,391	263（ 4.8%）
三　次　市	648	363	253	32（ 4.9%）
庄　原　市	269	201	59	9（ 3.3%）
大　竹　市	90	44	43	3（ 3.3%）
東広島市	2,133	1,124	774	235（11.0%）
廿日市市	913	395	374	144（15.8%）
安芸高田市	335	199	125	11（ 3.3%）
江田島市	227	142	70	15（ 6.6%）
府　中　町	85	33	40	12（14.1%）
海　田　町	41	12	24	5（12.2%）
熊　野　町	39	20	13	6（15.4%）
坂　　町	17	6	9	2（11.8%）
安芸太田町	79	42	27	10（12.7%）
北広島町	242	112	101	29（12.0%）
大崎上島町	118	82	30	6（ 5.1%）
世　羅　町	302	201	80	21（ 7.0%）
神石高原町	93	66	14	13（14.0%）
合　　計	44,091	28,109	12,160	3,822（ 8.7%）

※網掛けの市町は、10人槽以下のガイドライン検査を含む。

4　BOD測定結果

【7条検査】

処理方式	20mg／ℓ以下 基数	割合	21～30mg／ℓ 基数	割合	31～60mg／ℓ 基数	割合	61～90mg／ℓ 基数	割合	91～200mg／ℓ 基数	割合	201～300mg／ℓ 基数	割合	301～600mg／ℓ 基数	割合	601mg／ℓ以上 基数	割合	合計 基数
合　併	1,677	80.4%	190	9.1%	157	7.5%	33	1.6%	21	1.0%	2	0.1%	4	0.2%	1	0.0%	2,085
嫌気ろ床接触ばっ気	9	90.0%	1	10.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	10
大臣認定型（一般）	26	89.7%	1	3.4%	1	3.4%		0.0%		0.0%		0.0%	1	3.4%		0.0%	29
大臣認定型（N除去）	1,642	80.3%	188	9.2%	156	7.6%	33	1.6%	21	1.0%	2	0.1%	3	0.1%	1	0.0%	2,046

【11条検査】

処理方式		20mg／ℓ以下 基数	割合	21～30mg／ℓ 基数	割合	31～60mg／ℓ 基数	割合	61～90mg／ℓ 基数	割合	91～200mg／ℓ 基数	割合	201～300mg／ℓ 基数	割合	301～600mg／ℓ 基数	割合	601mg／ℓ以上 基数	割合	合計 基数
単　独		8,721	52.1%	2,149	12.8%	3,031	18.1%	1,313	7.8%	1,205	7.2%	186	1.1%	93	0.6%	32	0.2%	16,730
旧構造		1,735	**44.7%**	484	**12.5%**	803	20.7%	370	9.5%	367	9.5%	70	1.8%	37	1.0%	17	0.4%	3,883
旧構造	散水ろ床(旧)	62	72.1%	8	9.3%	9	10.5%	7	8.1%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	86
旧構造	平面酸化(旧)	450	40.4%	144	12.9%	255	22.9%	101	9.1%	119	10.7%	26	2.3%	15	1.3%	5	0.4%	1,115
旧構造	その他(旧)	34	31.5%	13	12.0%	28	25.9%	12	11.1%	16	14.8%	5	4.6%		0.0%		0.0%	108
旧構造	単純ばっ気(旧)	20	52.6%	2	5.3%	6	15.8%	3	7.9%	6	15.8%	1	2.6%		0.0%		0.0%	38
旧構造	全ばっ気(旧)	1,043	46.5%	292	13.0%	449	20.0%	216	9.6%	182	8.1%	31	1.4%	21	0.9%	11	0.5%	2,245
旧構造	分離ばっ気(旧)	126	43.3%	25	8.6%	56	19.2%	31	10.7%	44	15.1%	7	2.4%	1	0.3%	1	0.3%	291
新構造		6,986	**54.4%**	1,665	**13.0%**	2,228	17.3%	943	7.3%	838	6.5%	116	0.9%	56	0.4%	15	0.1%	12,847
新構造	分離ばっ気	680	54.4%	139	11.1%	227	18.1%	99	7.9%	86	6.9%	15	1.2%	5	0.4%		0.0%	1,251
新構造	分離接触ばっ気	6,303	54.4%	1,525	13.2%	2,000	17.3%	843	7.3%	752	6.5%	101	0.9%	51	0.4%	15	0.1%	11,590
新構造	その他	3	50.0%	1	16.7%	1	16.7%	1	16.7%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	6

処理方式	20mg／ℓ以下 基数	割合	21～30mg／ℓ 基数	割合	31～60mg／ℓ 基数	割合	61～90mg／ℓ 基数	割合	91～200mg／ℓ 基数	割合	201～300mg／ℓ 基数	割合	301～600mg／ℓ 基数	割合	601mg／ℓ以上 基数	割合	合計 基数
合　併	23,275	85.1%	2,205	8.1%	1,410	5.2%	260	1.0%	167	0.6%	23	0.1%	14	0.1%	7	0.0%	27,361
長時間ばっ気(旧)	9	81.8%		0.0%	2	18.2%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	11
その他(旧)	5	100.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	5
散水ろ床(旧)		0.0%		0.0%		0.0%	1	100.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1
分離接触ばっ気	756	85.6%	69	7.8%	45	5.1%	8	0.9%	4	0.5%		0.0%	1	0.1%		0.0%	883
嫌気ろ床接触ばっ気	3,565	**84.0%**	432	10.2%	221	5.2%	16	0.4%	6	0.1%	1	0.0%	3	0.1%	1	0.0%	**4,245**
回転板接触	2	100.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	2
接触ばっ気	1,099	88.5%	68	5.5%	52	4.2%	12	1.0%	9	0.7%	2	0.2%		0.0%		0.0%	1,242
長時間ばっ気	202	90.2%	8	3.6%	9	4.0%		0.0%	5	2.2%		0.0%		0.0%		0.0%	224
標準活性汚泥	2	100.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	2
その他	1	100.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1
大臣認定型（一般）	7,838	**87.7%**	572	6.4%	373	4.2%	74	0.8%	65	0.7%	8	0.1%	4	0.0%	2	0.0%	**8,936**
大臣認定型（N除去）	9,762	**82.9%**	1,055	9.0%	707	6.0%	149	1.3%	77	0.7%	12	0.1%	6	0.1%	4	0.0%	**11,772**
大臣認定型（P除去）		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1	100.0%		0.0%		0.0%		0.0%	1
大臣認定型（NP除去）	34	94.4%	1	2.8%	1	2.8%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%		0.0%	36
11条検査合計	31,996	72.6%	4,354	9.9%	4,441	10.1%	1,573	3.6%	1,372	3.1%	209	0.5%	107	0.2%	39	0.1%	44,091

（注）単独浄化槽については、90mg／ℓ以下が「良」、合併処理浄化槽については、20mg／ℓ以下が「良」。ただし、浄化槽法改正（平成18(2006)年２月１日施行）がされるまでに設置されている若しくは設置申請が受理されている浄化槽については、処理対象人員50人以下では20mg／ℓ以下、51人以上500人以下では60mg／ℓ以下、501人以上では30mg／ℓ以下が「良」である。

5　人槽規模別総合判定基数（割合）と不適正判定の不可項目件数順位

【7条検査】

人槽	小型（10人槽以下）	中型（11～50人槽）	大型（51～500人槽）	計
検査実施基数	1,954	101	30	2,085
適正　（割合%）	1,348　（69.0%）	73　（72.3%）	23　（76.6%）	1,444
概ね適正　（割合%）	466　（23.8%）	18　（17.8%）	2　（ 6.7%）	486
不適正　（割合%）	140　（ 7.2%）	10　（ 9.9%）	5　（16.7%）	155

【11条検査】

人槽	小型（10人槽以下）	中型（11～50人槽）	大型（51～500人槽）	計
検査実施基数	30,229	10,834	3,028	44,091
適正　（割合%）	20,225　（66.9%）	6,110　（56.4%）	1,774　（58.6%）	28,109
概ね適正　（割合%）	7,697　（25.5%）	3,411　（31.5%）	1,052　（34.7%）	12,160
不適正　（割合%）	2,307　（ 7.6%）	1,313　（12.1%）	202　（ 6.7%）	3,822

【7条検査不適正判定の不可項目件数順位】
不適正判定件数　155基

順位	検査項目		不可件数
1	書類検査	保守点検記録の有無	121
1	書類検査	保守点検の回数	121
3	水質検査	残留塩素濃度	84
4	外観検査	処理水と消毒剤の接触状況	50
5	外観検査	消毒剤の有無	38
6	水質検査	透視度	34
7	水質検査	生物化学的酸素要求量（BOD）	31
8	外観検査	生物膜の状況	13
9	外観検査	流入管渠及び放流管渠の設置状況	9
10	外観検査	増改築等の状況	4
	外観検査	放流管渠（路）の水流	4
	外観検査	油脂類の流入状況	4

【11条検査不適正判定の不可項目件数順位】
不適正判定件数　3,822基

順位	検査項目		不可件数
1	書類検査	清掃の回数	2,596
2	外観検査	ばっ気装置の稼働状況	659
3	外観検査	送風機の稼働状況	602
4	水質検査	溶存酸素量	596
5	外観検査	逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況	529
6	書類検査	保守点検の回数	501
7	外観検査	生物膜の状況	462
8	外観検査	接触ばっ気槽	450
9	水質検査	生物化学的酸素要求量（BOD）	433
10	水質検査	残留塩素濃度	345

※1基に複数の不可項目がある場合もあるため、各不可項目の合計と不適正判定基数とは同数とならない。

令和６(2024)年度　市町別浄化槽法定検査基数

((公社)広島県浄化槽協会が検査した効率化検査を含む全検査分)

1　検査エリア別検査基数

地区	市町名	検査実績								
		合計			7条			11条		
		計	10人以下	11人以上	計	10人以下	11人以上	計	10人以下	11人以上
A	広島市	7,469	6,365	1,104	44	36	8	7,425	6,329	1,096
	呉市	4,194	3,616	578	28	23	5	4,166	3,593	573
	江田島市	1,905	1,674	231	21	17	4	1,884	1,657	227
	府中町	519	434	85	0	0	0	519	434	85
	海田町	177	136	41	0	0	0	177	136	41
	熊野町	821	782	39	13	13	0	808	769	39
	坂町	71	54	17	0	0	0	71	54	17
	計	15,156	13,061	2,095	106	89	17	15,050	12,972	2,078
B	竹原市	4,657	4,179	478	45	42	3	4,612	4,137	475
	東広島市	19,496	17,322	2,174	442	401	41	19,054	16,921	2,133
	大崎上島町	847	727	120	7	5	2	840	722	118
	計	25,000	22,228	2,772	494	448	46	24,506	21,780	2,726
C	三原市	10,703	9,850	853	94	92	2	10,609	9,758	851
	尾道市	18,571	16,120	2,451	387	371	16	18,184	15,749	2,435
	府中市	5,526	4,790	736	73	68	5	5,453	4,722	731
	計	34,800	30,760	4,040	554	531	23	34,246	30,229	4,017
D	福山市	22,266	20,181	2,085	529	514	15	21,737	19,667	2,070
	大竹市	372	281	91	2	1	1	370	280	90
	廿日市市	7,707	6,787	920	122	115	7	7,585	6,672	913
	神石高原町	1,405	1,311	94	16	15	1	1,389	1,296	93
	計	31,750	28,560	3,190	669	645	24	31,081	27,915	3,166
E	三次市	6,264	5,612	652	79	75	4	6,185	5,537	648
	庄原市	3,469	3,199	270	42	41	1	3,427	3,158	269
	安芸高田市	4,980	4,638	342	77	70	7	4,903	4,568	335
	安芸太田町	918	838	80	9	8	1	909	830	79
	北広島町	2,559	2,314	245	19	16	3	2,540	2,298	242
	世羅町	3,888	3,581	307	36	31	5	3,852	3,550	302
	計	22,078	20,182	1,896	262	241	21	21,816	19,941	1,875
合計		128,784	114,791	13,993	2,085	1,954	131	126,699	112,837	13,862

：当センター実施分　　：(公社) 広島県浄化槽協会実施分

2　市町別10人槽以下11条検査受検状況推移（令和２(2020)年度～令和６(2024)年度）

地区	市町名	令和2(2020)年度	令和３(2021)年度		令和４(2022)年度		令和５(2023)年度		令和６(2024)年度			
		実施基数	実施基数	対前年比	実施基数	対前年比	実施基数	対前年比	実施基数	対前年比	対象基数※	受検率
A	広島市	6,320	6,179	97.8%	6,376	103.2%	6,366	99.8%	6,329	99.4%	8,080	78.3%
	呉市	3,758	3,682	98.0%	3,757	102.0%	3,702	98.5%	3,593	97.1%	5,018	71.6%
	江田島市	1,670	1,642	98.3%	1,659	101.0%	1,654	99.7%	1,657	100.2%	2,539	65.3%
	府中町	622	549	88.3%	503	91.6%	466	92.6%	434	93.1%	587	73.9%
	海田町	149	176	118.1%	172	97.7%	154	89.5%	136	88.3%	170	80.0%
	熊野町	739	747	101.1%	754	100.9%	755	100.1%	769	101.9%	851	90.4%
	坂町	54	57	105.6%	56	98.2%	54	96.4%	54	100.0%	76	71.1%
	小計	13,312	13,032	97.9%	13,277	101.9%	13,151	99.1%	12,972	98.6%	17,321	74.9%
B	竹原市	3,966	3,997	100.8%	4,112	102.9%	4,049	98.5%	4,137	102.2%	6,462	64.0%
	東広島市	14,816	15,518	104.7%	16,165	104.2%	16,019	99.1%	16,921	105.6%	19,979	84.7%
	大崎上島町	722	729	101.0%	726	99.6%	721	99.3%	722	100.1%	877	82.3%
	小計	19,504	20,244	103.8%	21,003	103.7%	20,789	99.0%	21,780	104.8%	27,318	79.7%
C	三原市	9,315	9,387	100.8%	9,510	101.3%	9,591	100.9%	9,758	101.7%	11,490	84.9%
	尾道市	13,180	13,818	104.8%	14,931	108.1%	15,301	102.5%	15,749	102.9%	22,197	71.0%
	府中市	4,316	4,223	97.8%	4,603	109.0%	4,632	100.6%	4,722	101.9%	6,584	71.7%
	小計	26,811	27,428	102.3%	29,044	105.9%	29,524	101.7%	30,229	102.4%	40,271	75.1%
D	福山市	17,587	16,920	96.2%	18,554	109.7%	18,680	100.7%	19,667	105.3%	28,052	70.1%
	大竹市	295	282	95.6%	282	100.0%	280	99.3%	280	100.0%	407	68.8%
	廿日市市	6,604	6,250	94.6%	6,257	100.1%	6,573	105.1%	6,672	101.5%	11,129	60.0%
	神石高原町	1,223	1,155	94.4%	1,267	109.7%	1,265	99.8%	1,296	102.5%	1,710	75.8%
	小計	25,709	24,607	95.7%	26,360	107.1%	26,798	101.7%	27,915	104.2%	41,298	67.6%
E	三次市	5,361	5,459	101.8%	5,390	98.7%	5,517	102.4%	5,537	100.4%	6,930	79.9%
	庄原市	3,061	3,101	101.3%	3,119	100.6%	3,132	100.4%	3,158	100.8%	3,214	98.3%
	安芸高田市	4,392	4,458	101.5%	4,498	100.9%	4,516	100.4%	4,568	101.2%	4,765	95.9%
	安芸太田町	**815**	**817**	**100.2%**	**817**	**100.0%**	**829**	**101.5%**	**830**	**100.1%**	**914**	**90.8%**
	北広島町	**2,295**	**2,292**	**99.9%**	**2,304**	**100.5%**	**2,306**	**100.1%**	**2,298**	**99.7%**	**2,736**	**84.0%**
	世羅町	**3,460**	**3,490**	**100.9%**	**3,503**	**100.4%**	**3,523**	**100.6%**	**3,550**	**100.8%**	**3,929**	**90.4%**
	小計	19,384	19,617	101.2%	19,631	100.1%	19,823	101.0%	19,941	100.6%	22,488	88.7%
合計		104,720	104,928	100.2%	109,315	104.2%	110,085	100.7%	112,837	102.5%	148,696	75.9%

※：対象基数は令和５(2023)年度末時点環境省調査による

太字：保守点検・清掃・法定検査等の費用補助を実施している市町

下線：法定検査のみ費用補助がある市町　大崎上島町が令和４(2022)年度より開始

：当センター実施分（ガイドライン検査）

：公共浄化槽等整備推進事業（市・町管理浄化槽）がある市町

3　市町別11人槽以上11条検査受検状況推移（令和2(2020)年度～令和6(2024)年度）

地区	市町名	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度			
		実施基数	実施基数	対前年比	実施基数	対前年比	実施基数	対前年比	実施基数	対前年比	※1 対象基数	受検率
A	広島市	1,138	1,113	97.8%	1,082	97.2%	1,103	101.9%	1,083	98.2%	1,218	88.9%
	呉市	662	639	96.5%	620	97.0%	612	98.7%	562	**91.8%**	730	77.0%
	江田島市	215	215	100.0%	213	99.1%	219	102.8%	225	102.7%	296	76.0%
	府中町	112	108	96.4%	99	91.7%	92	92.9%	85	**92.4%**	115	73.9%
	海田町	44	51	115.9%	50	98.0%	47	94.0%	41	**87.2%**	51	80.4%
	熊野町	37	36	97.3%	37	102.8%	38	102.7%	39	102.6%	62	62.9%
	坂町	17	15	88.2%	16	106.7%	16	100.0%	17	106.3%	18	94.4%
	計	2,225	2,177	97.8%	2,117	97.2%	2,127	100.5%	2,052	**96.5%**	2,490	82.4%
B	竹原市	503	498	99.0%	486	97.6%	480	98.8%	475	99.0%	668	71.1%
	東広島市	1,996	1,999	100.2%	2,041	102.1%	2,101	102.9%	2,129	101.3%	2,429	87.6%
	大崎上島町	113	108	95.6%	113	104.6%	115	101.8%	117	101.7%	139	84.2%
	計	2,612	2,605	99.7%	2,640	101.3%	2,696	102.1%	2,721	100.9%	3,236	84.1%
C	三原市	887	875	98.6%	858	98.1%	868	101.2%	849	97.8%	1,201	70.7%
	尾道市	2,428	2,374	97.8%	2,410	101.5%	2,469	102.4%	2,433	98.5%	2,959	82.2%
	府中市	702	689	98.1%	690	100.1%	733	106.2%	731	99.7%	919	79.5%
	計	4,017	3,938	98.0%	3,958	100.5%	4,070	102.8%	4,013	98.6%	5,079	79.0%
D	福山市	2,063	2,038	98.8%	2,062	101.2%	2,122	102.9%	2,067	97.4%	2,570	80.4%
	大竹市	113	106	93.8%	97	91.5%	90	92.8%	88	97.8%	103	85.4%
	廿日市市	977	941	96.3%	914	97.1%	913	99.9%	912	99.9%	1,139	80.1%
	神石高原町	76	78	102.6%	79	101.3%	81	102.5%	87	**107.4%**	116	75.0%
	計	3,229	3,163	98.0%	3,152	99.7%	3,206	101.7%	3,154	98.4%	3,928	80.3%
E	三次市	661	647	97.9%	645	99.7%	638	98.9%	635	99.5%	1,152	55.1%
	庄原市	261	257	98.5%	259	100.8%	268	103.5%	263	98.1%	※2 283	92.9%
	安芸高田市	328	316	96.3%	315	99.7%	319	101.3%	323	101.3%	418	77.3%
	安芸太田町	75	75	100.0%	71	94.7%	76	107.0%	74	97.4%	91	81.3%
	北広島町	234	234	100.0%	236	100.9%	236	100.0%	234	99.2%	295	79.3%
	世羅町	304	297	97.7%	300	101.0%	305	101.7%	301	98.7%	373	80.7%
	計	1,863	1,826	100.0%	1,826	100.0%	1,842	100.9%	1,830	99.3%	2,612	70.1%
合計		13,946	13,709	98.3%	13,693	99.9%	13,941	101.8%	13,770	98.8%	17,345	79.4%
対前年度増減基数		▲64	▲237	—	▲16	—	248	—	▲171	—	—	—

※1：対象基数は令和5(2023)年度末時点環境省調査による　※2：庄原市の対象基数は※1で適正値が算出されていないため、当センターの台帳上の対象数を使用　農業・漁業集落排水処理施設は集計対象外

4　令和６(2024)年度 広島県市町別浄化槽法定検査（11条）受検状況

区　分	A　検査対象基数			B　法定検査実施基数			法定検査受検率（B/A）		
	総数（基）	10人槽以下(基)	11人槽以上(基)	総数（基）	10人槽以下(基)	11人槽以上(基)	総受検率（%）	10人槽以下(%)	11人槽以上(%)
広 島 市	9,298	8,080	1,218	7,412	6,329	1,083	79.7%	78.3%	88.9%
呉　　市	5,748	5,018	730	4,155	3,593	562	72.3%	71.6%	77.0%
竹 原 市	7,130	6,462	668	4,612	4,137	475	64.7%	64.0%	71.1%
三 原 市	12,691	11,490	1,201	10,607	9,758	849	83.6%	84.9%	70.7%
尾 道 市	25,156	22,197	2,959	18,182	15,749	2,433	72.3%	71.0%	82.2%
福 山 市	30,622	28,052	2,570	21,734	19,667	2,067	71.0%	70.1%	80.4%
府 中 市	7,503	6,584	919	5,453	4,722	731	72.7%	71.7%	79.5%
三 次 市	8,082	6,930	1,152	6,172	5,537	635	76.4%	79.9%	55.1%
庄 原 市	3,497	3,214	※283	3,421	3,158	263	97.8%	98.3%	92.9%
大 竹 市	510	407	103	368	280	88	72.2%	68.8%	85.4%
東広島市	22,408	19,979	2,429	19,050	16,921	2,129	85.0%	84.7%	87.6%
廿日市市	12,268	11,129	1,139	7,584	6,672	912	61.8%	60.0%	80.1%
安芸高田市	5,183	4,765	418	4,891	4,568	323	94.4%	95.9%	77.3%
江田島市	2,835	2,539	296	1,882	1,657	225	66.4%	65.3%	76.0%
府 中 町	702	587	115	519	434	85	73.9%	73.9%	73.9%
海 田 町	221	170	51	177	136	41	80.1%	80.0%	80.4%
熊 野 町	913	851	62	808	769	39	88.5%	90.4%	62.9%
坂　　町	94	76	18	71	54	17	75.5%	71.1%	94.4%
安芸太田町	1,005	914	91	904	830	74	90.0%	90.8%	81.3%
北広島町	3,031	2,736	295	2,532	2,298	234	83.5%	84.0%	79.3%
大崎上島町	1,016	877	139	839	722	117	82.6%	82.3%	84.2%
世 羅 町	4,302	3,929	373	3,851	3,550	301	89.5%	90.4%	80.7%
神石高原町	1,826	1,710	116	1,383	1,296	87	75.7%	75.8%	75.0%
計	166,041	148,696	17,345	126,607	112,837	13,770	76.3%	75.9%	79.4%

環境省調査による概算値の算出であり、検査対象基数は令和５(2023)年度値、検査実施基数は令和６(2024)年度値。
また、検査対象基数、検査実施基数は農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を除いた基数。
※庄原市の11人槽以上の検査対象基数は適正値が算出されていないため、当センターの台帳上の対象数を使用

5　環境省調査による広島県の浄化槽法定検査（11条検査）の受検率の推移

区　　分	H29年度	H30年度	R元年度	R２年度	R３年度	R４年度	R５年度	R６年度
11条受検率（%）	70.5%	70.7%	71.8%	71.2%	71.3%	73.8%	74.7%	76.3%
検査実施基数（基）	114,141	114,932	117,244	118,666	118,637	123,008	124,026	126,607
検査対象基数（基）	161,856	162,630	163,304	166,554	166,462	166,778	165,996	165,996
全国平均（%）	41.8%	43.1%	43.8%	45.7%	47.1%	48.2%	49.8%	—

環境省調査による概算値の算出であり、検査対象基数は令和５(2023)年度値、検査実施基数は令和６(2024)年度値。
また、検査対象基数、検査実施基数は農業集落排水施設及び漁業集落排水施設を除いた基数。

広島県内の特定既存単独処理浄化槽の状況について
～当センターが実施した11条検査結果からの推定値～

業務部
業務課長
内　藤　快比古

1．はじめに

令和２年（2020年）４月に施行された浄化槽法の一部改正において、特定既存単独処理浄化槽に対する措置が加わりました。

その際に、一部の保健所設置市から当センターへ依頼があり措置の要否の判断や、立入検査の進め方のフロー図作成に協力することはあったものの、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針（以下「指針」という。）に基づく該当の浄化槽の抽出が無かったため、日々行う検査業務に直接影響が出ることはありませんでした。

しかし、令和７年（2025年）４月に浄化槽法施行規則の一部が改正され、11条検査の報告事項に、「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」が追加されたため、特定既存単独処理浄化槽に対する措置において、今後、法定検査は重要な役割を担うこととなりました。

県内には老朽化して浄化槽本体の状態が良くない単独処理浄化槽が未だに多く残っているという感覚はあるものの、特定既存単独処理浄化槽と判定される数は分かっていません。

そのため、指針の改定に伴う新しい基準に基づいて、県内にはどれくらいの数の特定既存単独処理浄化槽が存在するのかを過去の検査実施データから算出してみることにしました。

2．法規改正内容

環境省より令和７年３月31日付で、浄化槽法施行規則の一部改正が通知されました。

右の通知文書中央部やや下の網掛け部をみていただくと、11条検査の報告事項に、「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」が追加された旨が記述されています。

更に、下部の記の下、網掛け部で、指定検査機関は、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を判断する際は、環境大臣が決定した指針を参考にするようにと記述されています。

この指針については、判定に関する内容のみ抜粋をし、関連する別紙と併せて次のページへ載せています。

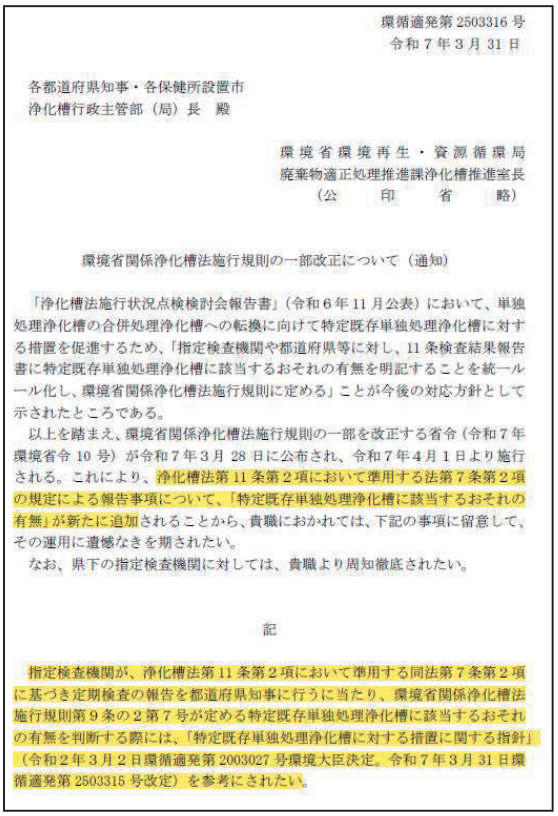

環循適発第2503316号
令和７年３月31日

各都道府県知事・各保健所設置市
浄化槽行政主管部（局）長　殿

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長
（公　印　省　略）

環境省関係浄化槽法施行規則の一部改正について（通知）

「浄化槽法施行状況点検検討会報告書」（令和６年11月公表）において、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換に向けて特定既存単独処理浄化槽に対する措置を促進するため、「指定検査機関や都道府県等に対し、11条検査結果報告書に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を明記することを統一ルール化し、環境省関係浄化槽法施行規則に定める」ことが今後の対応方針として示されたところである。

以上を踏まえ、環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和７年環境省令10号）が令和７年３月28日に公布され、令和７年４月１日より施行される。これにより、浄化槽法第11条第２項において準用する法第７条第２項の規定による報告事項について、「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」が新たに追加されることから、貴職におかれては、下記の事項に留意して、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、県下の指定検査機関に対しては、貴職より周知徹底されたい。

記

指定検査機関が、浄化槽法第11条第２項において準用する同法第７条第２項に基づき定期検査の報告を都道府県知事に行うに当たり、環境省関係浄化槽法施行規則第９条の２第７号が定める特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を判断する際には、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」（令和２年３月２日環循適発第2003027号環境大臣決定。令和７年３月31日環循適発第2503315号改定）を参考にされたい。

特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針

（令和２年３月２日環循適発第 2003027 号環境大臣決定）

（令和７年３月 31 日環循適発第 2503315 号改定）

※判定に関する内容を抜粋

既存単独処理浄化槽が現にもたらしている、又はそのまま放置した場合に予見される悪影響が周辺の生活環境、公衆衛生等にも及ぶと判断された場合に、その悪影響の程度が社会通念上許容される範囲を超えるか否か、その状態が継続された場合のもたらされる危険等について切迫性が高いか否か等により　特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定する。

その際の判定基準は、〔別紙〕に示すとおり、既存単独処理浄化槽の外形的状況や性能状況の不適切な状態、周辺環境への影響や、放流水質等に関する規制　等地域の実情に応じて、悪影響の程度や危険等の切迫性を判定することとなる。

〔別紙〕特定既存単独処理浄化槽の判定及び措置の基本的な考え方

特定既存単独処理浄化槽の判定フローを以下に示す。都道府県等においては下記のフローを基に特定既存単独処理浄化槽に該当するか否かを判定すること。

下記の各項目の該当性については、別表のとおり示すので、これに従い適切に判定を行うこと。

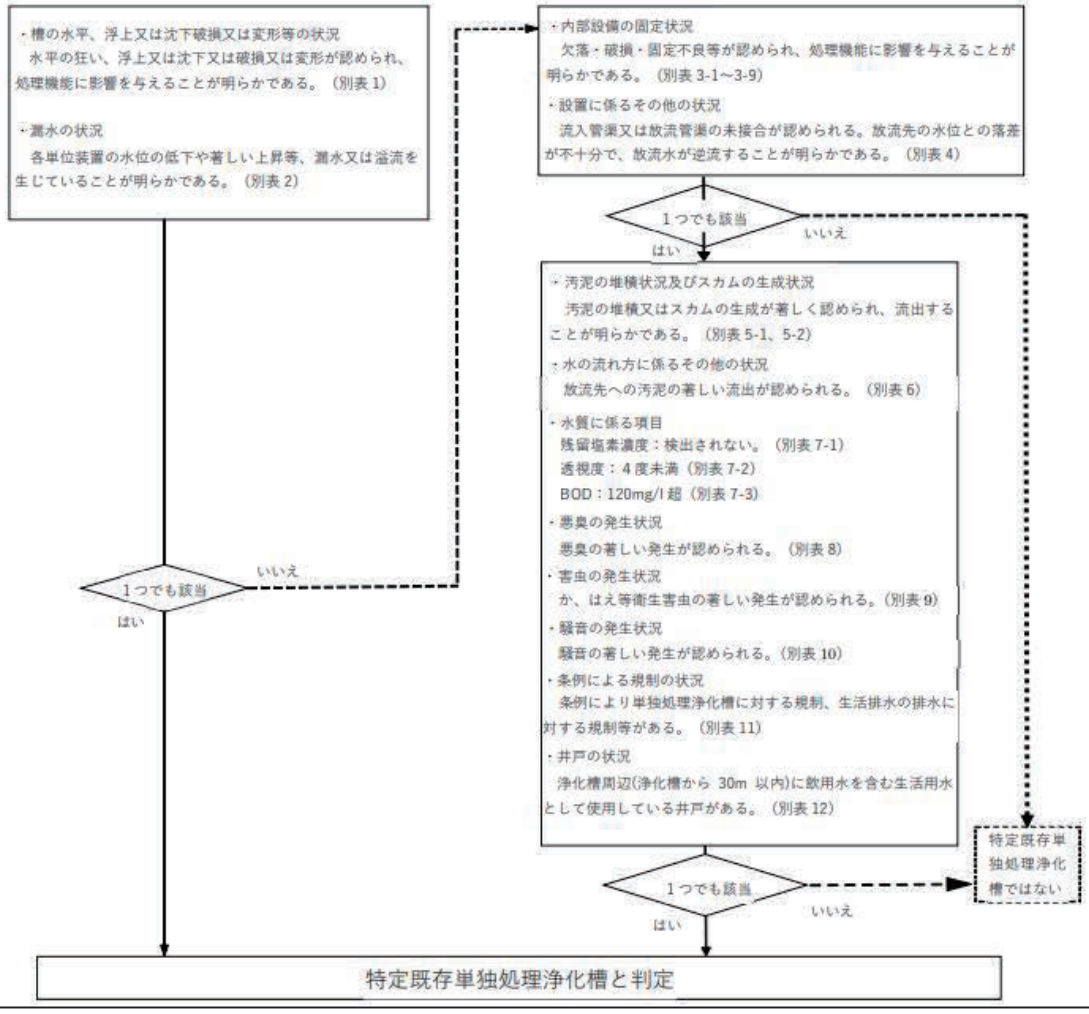

３．単独処理浄化槽の設置状況

全国における浄化槽の設置状況 **単独45.0%** 合併55.0% 単独処理浄化槽における新旧構造基準割合 新構造76.8% 旧構造23.2%	
広島県における浄化槽の設置状況 **単独38.4%** 合併61.6% 単独処理浄化槽における新旧構造基準割合 新構造73.0% 旧構造27.0%	

広島県は、全国に比べ単独処理浄化槽の割合が低い。

環境省指導普及調査結果より（R5年度値）

４．構造基準・処理方式別集計（単独処理浄化槽）

県内の浄化槽について新、旧構造基準、処理方式、人槽規模別に集計を行いました。

新構造基準（S55(1980)～H12(2000)）

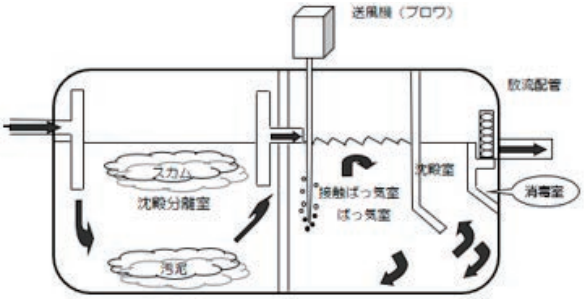

主な処理方式

【分離ばっ気・分離接触ばっ気】

し尿を汚泥と汚水に固液分離した後、汚水中に、電源を要する送風機で強制的に酸素を供給して、処理をする。

旧構造基準（S44(1969)～S55(1980)）

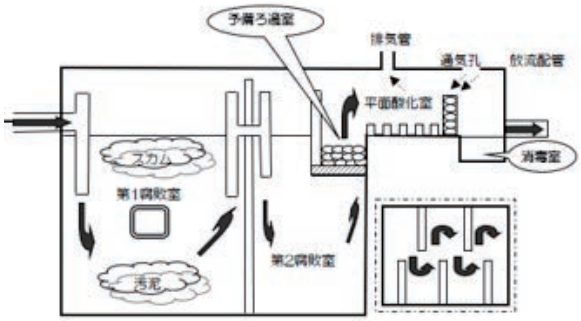

主な処理方式

【平面酸化床】

固液分離後、汚水が迷路状の流路を流れる間に、汚水を空気中の酸素と接触させ、微生物の働きで有機物を分解する。

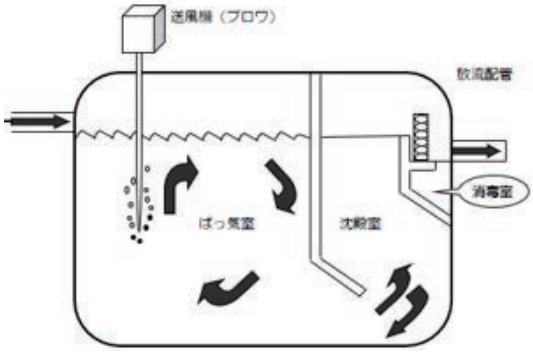

【全ばっ気】

電源を要し、汚水に強制的に空気を送るが、固液分離をする処理が事前に無く、し尿をすぐにばっ気させる単純な構造。

(1)検査実施割合

【10人槽以下】

R2～R6年度にガイドライン検査を実施した検査結果より算出

(基)

検査総数						
34,806						
新構造			旧構造			
28,260			6,546			
分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
25,457	2,722	81	1,483	4,411	503	149

【11人槽以上】

R6年度の検査結果より算出

(基)

検査総数						
6,578						
新構造			旧構造			
4,639			1,939			
分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
4,264	375	0	640	979	148	172

新構造　その他：大臣認定型(高度処理)日立化成工業㈱KRH型　　旧構造　その他(旧)：散水ろ床、単純ばっ気、大臣認定型(回転板接触)㈱大管工業オートン型

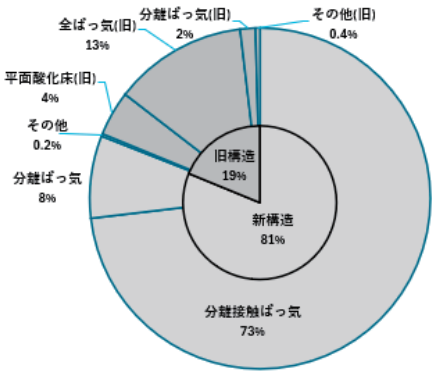

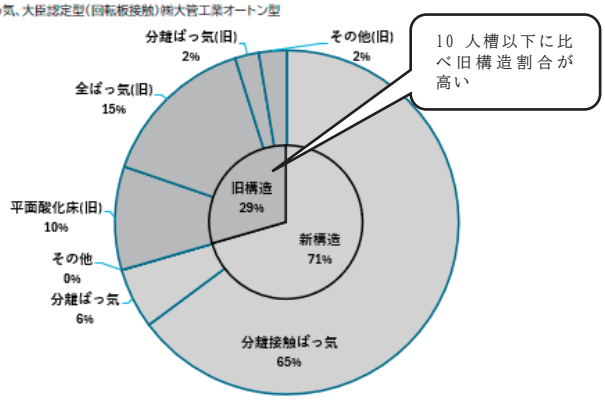

(2)特定既存単独処理浄化槽判定割合

【10人槽以下】　((%)は各種別ごとの特定既存単独処理浄化槽と判定される率)　【11人槽以上】

R2～R6年度にガイドライン検査を実施した検査結果より算出

(基)

特定既存単独処理浄化槽判定数						
192						
(0.6%)						
新構造			旧構造			
131			61			
(0.5%)			(0.9%)			
分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
116	15	0	18	35	7	1
(0.5%)	(0.6%)	(0.0%)	(1.2%)	(0.8%)	(1.4%)	(0.7%)

R6年度の検査結果より算出

(基)

特定既存単独処理浄化槽判定数						
68						
(1.0%)						
新構造			旧構造			
51			17			
(1.1%)			(0.9%)			
分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
47	4		5	9	1	2
(1.1%)	(1.1%)	-	(0.8%)	(0.9%)	(0.7%)	(1.2%)

何故か 11 人槽以上は新構造基準の特定既存単独処理浄化槽割合が高い

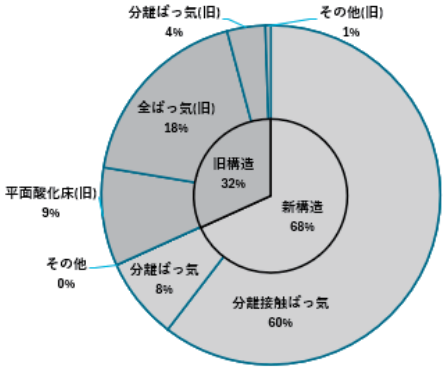

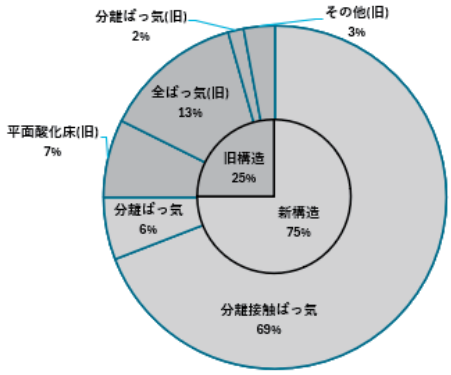

(3)特定既存単独処理浄化槽判定段階割合

指針の判定フローの中で、特定既存単独処理浄化槽と判定される段階は、大きく分けると２つに分かれます。

１つ目は、槽本体が漏水で即座に、特定既存単独処理浄化槽と判定される場合。

２つ目は、槽本体は漏水していないが、槽内の内部設備に問題があり、加えて放流水質の悪化などが生じている場合。

この２つの判定について段階別に集計を行いました。

（基）

人槽規模	10人槽以下								192
構造基準	新構造		131	旧構造				61	
処理方式	分離接触ばっ気 116	分離ばっ気 15		平面酸化(旧) 18	全ばっ気(旧) 35	分離ばっ気(旧) 7	その他(旧) 1		
判定段階 本体漏水	89 (77%)	11 (73%)	100 (76%)	7 (39%)	12 (34%)	3 (43%)	0 (0%)	22 (36%)	122
判定段階 内部設備・水質	27 (23%)	4 (27%)	31 (24%)	11 (61%)	23 (66%)	4 (57%)	1 (100%)	39 (64%)	70

（基）

人槽規模	11人槽以上								68
構造基準	新構造		51	旧構造				17	
処理方式	分離接触ばっ気 47	分離ばっ気 4		平面酸化(旧) 5	全ばっ気(旧) 9	分離ばっ気(旧) 1	その他(旧) 2		
判定段階 本体漏水	27 (57%)	2 (50%)	29 (57%)	2 (40%)	4 (44%)	1 (100%)	2 (100%)	9 (53%)	38
判定段階 内部設備・水質	20 (43%)	2 (50%)	22 (43%)	3 (60%)	5 (56%)	0 (0%)	0 (0%)	8 (47%)	30

下側の11人槽以上については、新、旧、構造、判定段階関係なく、皆50％前後で割合に差は生じませんでした。上側の10人槽以下では、新構造基準の場合、特定既存単独処理浄化槽と判定される76％、ほぼ３／４は、槽本体の漏水が原因となっています。

逆に右側、旧構造基準は槽本体の漏水の割合36％よりも、内部設備と水質の問題による割合64％の方が高い結果となっています。

処理工程が単純な旧構造は、新構造に比べ、内部設備に不備があると放流水質が悪化しやすいと考えられます。

5. 11条検査市町別実施状況及び特定既存単独処理浄化槽数の推定

10人槽以下と11人槽以上に分けて集計をしました。

10人槽以下については、直近に当センターがガイドライン検査をした年度の集計となっています。

指針のフローに沿って判定を行った場合の該当基数

単独割合 高い 60%以上　低い 20%以下

単位：基

<10人槽以下>

ガイドライン検査を実施した年度の実施状況

(%)は、単独処理浄化槽の検査基数に対する割合

		検査基数	単独	新構造	旧構造	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	特定既存単独処理浄化槽
R5年度	広島市	6,366	2,498 39%	1,843 (73.8%)	655 (26.2%)	基数	1,629	212	2	185	427	33	10	22
		合併 3,868 61%				割合	(65.2%)	(8.5%)	(0.1%)	(7.4%)	(17.1%)	(1.3%)	(0.4%)	(0.9%)
R5年度	呉市	3,702	2,044 55%	1,499 (73.3%)	545 (26.7%)	基数	1,382	116	1	94	370	73	8	14
		合併 1,658 45%				割合	(67.6%)	(5.7%)	(0.0%)	(4.6%)	(18.1%)	(3.6%)	(0.4%)	(0.7%)
R4年度	竹原市	4,112	2,319 56%	1,713 (73.9%)	606 (26.1%)	基数	1,423	290	0	207	375	19	5	10
		合併 1,793 44%				割合	(61.4%)	(12.5%)	(0.0%)	(8.9%)	(16.2%)	(0.8%)	(0.2%)	(0.4%)

		検査基数	単独	新構造	旧構造	特定既存単独処理浄化槽
R6年度	三原市	9,758	3,546 36%	2,832 (79.9%)	714 (20.1%)	19 (0.5%)
R6年度	尾道市	15,749	4,487 28%	3,635 (81.0%)	852 (19.0%)	15 (0.3%)
R2年度	福山市	17,587	7,263 41%	6,297 (86.7%)	966 (13.3%)	46 (0.6%)
R6年度	府中市	4722	2,119 45%	1,741 (82.2%)	378 (17.8%)	12 (0.6%)
R3年度	三次市	5,459	1,481 27%	1,338 (90.3%)	143 (9.7%)	18 (1.2%)
R3年度	庄原市	3,101	260 8%	222 (85.4%)	38 (14.6%)	1 (0.4%)
R2年度	大竹市	295	65 22%	54 (83.1%)	11 (16.9%)	0 (0.0%)
R4年度	東広島市	16,165	2,018 12%	1,736 (86.0%)	282 (14.0%)	5 (0.2%)
R2年度	廿日市市	6,604	2,988 45%	2,170 (72.6%)	818 (27.4%)	15 (0.5%)
R3年度	安芸高田市	4,458	799 18%	745 (93.2%)	54 (6.8%)	1 (0.1%)

	合併	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
三原市	6,212 64%	基数	2,367	463	2	214	455	32	13
		割合	(66.8%)	(13.1%)	(0.1%)	(6.0%)	(12.8%)	(0.9%)	(0.4%)
尾道市	11,262 72%	基数	3,400	231	4	193	590	41	28
		割合	(75.8%)	(5.1%)	(0.1%)	(4.3%)	(13.1%)	(0.9%)	(0.6%)
福山市	10,324 59%	基数	5,617	614	66	128	752	69	17
		割合	(77.3%)	(8.5%)	(0.9%)	(1.8%)	(10.4%)	(1.0%)	(0.2%)
府中市	2,603 55%	基数	1,559	182	0	68	221	70	19
		割合	(73.6%)	(8.6%)	(0.0%)	(3.2%)	(10.4%)	(3.3%)	(0.9%)
三次市	3,978 73%	基数	1,310	28	0	8	81	53	1
		割合	(88.5%)	(1.9%)	(0.0%)	(0.5%)	(5.5%)	(3.6%)	(0.1%)
庄原市	2,841 92%	基数	208	14	0	8	16	14	0
		割合	(80.0%)	(5.4%)	(0.0%)	(3.1%)	(6.2%)	(5.4%)	(0.0%)
大竹市	230 78%	基数	52	2	0	4	7	0	0
		割合	(80.0%)	(3.1%)	(0.0%)	(6.2%)	(10.8%)	(0.0%)	(0.0%)
東広島市	14,147 88%	基数	1,553	182	1	38	206	24	14
		割合	(77.0%)	(9.0%)	(0.0%)	(1.9%)	(10.2%)	(1.2%)	(0.7%)
廿日市市	3,616 55%	基数	1,948	218	4	206	572	18	22
		割合	(65.2%)	(7.3%)	(0.1%)	(6.9%)	(19.1%)	(0.6%)	(0.7%)
安芸高田市	3,659 82%	基数	716	29	0	4	37	11	2
		割合	(89.6%)	(3.6%)	(0.0%)	(0.5%)	(4.6%)	(1.4%)	(0.3%)

年度	市町	検査基数	合併	合併割合	単独	単独割合	新構造	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	旧構造	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	特定既存単独処理浄化槽
R5年度	江田島市	1,654	742	45%	912	55%	760 (83.3%)	721 (79.1%)	39 (4.3%)	0 (0.0%)	152 (16.7%)	30 (3.3%)	100 (11.0%)	19 (2.1%)	3 (0.3%)	4 (0.4%)
R5年度	府中町	466	149	32%	317	68%	199 (62.8%)	180 (56.8%)	19 (6.0%)	0 (0.0%)	118 (37.2%)	37 (11.7%)	73 (23.0%)	6 (1.9%)	2 (0.6%)	3 (0.9%)
R5年度	海田町	154	47	31%	107	69%	73 (68.2%)	68 (63.6%)	5 (4.7%)	0 (0.0%)	34 (31.8%)	9 (8.4%)	23 (21.5%)	0 (0.0%)	2 (1.9%)	1 (0.9%)
R5年度	熊野町	755	562	74%	193	26%	184 (95.3%)	176 (91.2%)	8 (4.1%)	0 (0.0%)	9 (4.7%)	3 (1.6%)	4 (2.1%)	2 (1.0%)	0 (0.0%)	1 (0.5%)
R5年度	坂町	54	27	50%	27	50%	22 (81.5%)	21 (77.8%)	1 (3.7%)	0 (0.0%)	5 (18.5%)	1 (3.7%)	4 (14.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
R3年度	安芸太田町	818	774	95%	44	5%	38 (86.4%)	31 (70.5%)	7 (15.9%)	0 (0.0%)	6 (13.6%)	0 (0.0%)	3 (6.8%)	1 (2.3%)	2 (4.5%)	0 (0.0%)
R3年度	北広島町	2,292	2,154	94%	138	6%	127 (92.0%)	122 (88.4%)	5 (3.6%)	0 (0.0%)	11 (8.0%)	1 (0.7%)	6 (4.3%)	3 (2.2%)	1 (0.7%)	0 (0.0%)
R4年度	大崎上島町	726	508	70%	218	30%	141 (64.7%)	119 (54.6%)	22 (10.1%)	0 (0.0%)	77 (35.3%)	38 (17.4%)	36 (16.5%)	3 (1.4%)	0 (0.0%)	2 (0.9%)
R3年度	世羅町	3,490	2,642	76%	848	24%	777 (91.6%)	743 (87.6%)	33 (3.9%)	1 (0.1%)	71 (8.4%)	7 (0.8%)	52 (6.1%)	12 (1.4%)	0 (0.0%)	3 (0.4%)
R2年度	神石高原町	1,223	1,108	91%	115	9%	114 (99.1%)	112 (97.4%)	2 (1.7%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	1 (0.9%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

<11人槽以上>

単独割合 高い △ 60%以上　低い ▽ 20%以下

単位:基

(%)は、単独処理浄化槽の検査基数に対する割合

R6年度の実施状況

R6年度 広島市　検査基数 1,096

合併	単独 689 63%								特定既存単独処理浄化槽
407		新構造 450 (65.3%)			旧構造 239 (34.7%)				5
37%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	(0.7%)
	基数	435	15	0	93	124	8	14	
	割合	(63.1%)	(2.2%)	(0.0%)	(13.5%)	(18.0%)	(1.2%)	(2.0%)	

R6年度 呉市　検査基数 573

合併	単独 338 59%								特定既存単独処理浄化槽
235		新構造 209 (61.8%)			旧構造 129 (38.2%)				9
41%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	(2.7%)
	基数	178	31	0	61	52	8	8	
	割合	(52.7%)	(9.2%)	(0.0%)	(18.0%)	(15.4%)	(2.4%)	(2.4%)	

R6年度 竹原市　検査基数 475

合併	単独 281 59%								特定既存単独処理浄化槽
194		新構造 192 (68.3%)			旧構造 89 (31.7%)				3
41%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	(1.1%)
	基数	177	15	0	40	43	2	4	
	割合	(63.0%)	(5.3%)	(0.0%)	(14.2%)	(15.3%)	(0.7%)	(1.4%)	

R6年度 三原市　検査基数 851

合併	単独 455 53%								特定既存単独処理浄化槽
396		新構造 307 (67.5%)			旧構造 148 (32.5%)				3
47%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	(0.7%)
	基数	263	44	0	58	61	11	18	
	割合	(57.8%)	(9.7%)	(0.0%)	(12.7%)	(13.4%)	(2.4%)	(4.0%)	

R6年度 尾道市　検査基数 2,435

合併	単独 1,206 50%								特定既存単独処理浄化槽
1,229		新構造 779 (64.6%)			旧構造 427 (35.4%)				4
50%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	(0.3%)
	基数	691	88	0	133	216	36	42	
	割合	(57.3%)	(7.3%)	(0.0%)	(11.0%)	(17.9%)	(3.0%)	(3.5%)	

R6年度 福山市　検査基数 2,070

合併	単独 1,044 50%								特定既存単独処理浄化槽
1,026		新構造 742 (71.1%)			旧構造 302 (28.9%)				12
50%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	(1.1%)
	基数	671	71	0	73	163	22	44	
	割合	(64.3%)	(6.8%)	(0.0%)	(7.0%)	(15.6%)	(2.1%)	(4.2%)	

R6年度 府中市　検査基数 731

合併	単独 481 66%								特定既存単独処理浄化槽
250		新構造 347 (72.1%)			旧構造 134 (27.9%)				1
34%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	(0.2%)
	基数	306	41	0	42	70	9	13	
	割合	(63.6%)	(8.5%)	(0.0%)	(8.7%)	(14.6%)	(1.9%)	(2.7%)	

R6年度 三次市　検査基数 648

合併	単独 315 49%								特定既存単独処理浄化槽
333		新構造 247 (78.4%)			旧構造 68 (21.6%)				3
51%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	(1.0%)
	基数	239	8	0	11	39	16	2	
	割合	(75.9%)	(2.5%)	(0.0%)	(3.5%)	(12.4%)	(5.1%)	(0.6%)	

R6年度 庄原市　検査基数 269

合併	単独 95 35%								特定既存単独処理浄化槽
174		新構造 69 (72.6%)			旧構造 26 (27.4%)				1
65%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)	(1.1%)
	基数	62	7	0	9	9	7	1	
	割合	(65.3%)	(7.4%)	(0.0%)	(9.5%)	(9.5%)	(7.4%)	(1.1%)	

R6年度 大竹市

検査基数 90

合併 40 44%

単独	50	56%					
新構造	17	(34.0%)		旧構造	33	(66.0%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	14	3	0	19	11	0	3
割合	(28.0%)	(6.0%)	(0.0%)	(38.0%)	(22.0%)	(0.0%)	(6.0%)

特定既存単独処理浄化槽 1 (2.0%)

R6年度 東広島市

検査基数 2,133

合併 1,637 77%

単独	496	23%					
新構造	395	(79.6%)		旧構造	101	(20.4%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	377	18	0	26	64	7	4
割合	(76.0%)	(3.6%)	(0.0%)	(5.2%)	(12.9%)	(1.4%)	(0.8%)

特定既存単独処理浄化槽 6 (1.2%)

R6年度 廿日市市

検査基数 913

合併 435 48%

単独	478	52%					
新構造	388	(81.2%)		旧構造	90	(18.8%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	382	6	0	26	49	8	7
割合	(79.9%)	(1.3%)	(0.0%)	(5.4%)	(10.3%)	(1.7%)	(1.5%)

特定既存単独処理浄化槽 9 (1.9%)

R6年度 安芸高田市

検査基数 335

合併 235 70%

単独	100	30%					
新構造	83	(83.0%)		旧構造	17	(17.0%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	77	6	0	3	9	4	1
割合	(77.0%)	(6.0%)	(0.0%)	(3.0%)	(9.0%)	(4.0%)	(1.0%)

特定既存単独処理浄化槽 0 (0.0%)

R6年度 江田島市

検査基数 227

合併 95 42%

単独	132	58%					
新構造	93	(70.5%)		旧構造	39	(29.5%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	90	3	0	13	21	2	3
割合	(68.2%)	(2.3%)	(0.0%)	(9.8%)	(15.9%)	(1.5%)	(2.3%)

特定既存単独処理浄化槽 2 (1.5%)

R6年度 府中町

検査基数 85

合併 26 31%

単独	59	69%					
新構造	38	(64.4%)		旧構造	21	(35.6%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	36	2	0	10	9	1	1
割合	(61.0%)	(3.4%)	(0.0%)	(16.9%)	(15.3%)	(1.7%)	(1.7%)

特定既存単独処理浄化槽 2 (3.4%)

R6年度 海田町

検査基数 41

合併 6 15%

単独	35	85%					
新構造	20	(57.1%)		旧構造	15	(42.9%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	19	1	0	8	5	0	2
割合	(54.3%)	(2.9%)	(0.0%)	(22.9%)	(14.3%)	(0.0%)	(5.7%)

特定既存単独処理浄化槽 2 (5.7%)

R6年度 熊野町

検査基数 39

合併 25 64%

単独	14	36%					
新構造	12	(85.7%)		旧構造	2	(14.3%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	11	1	0	2	0	0	0
割合	(78.6%)	(7.1%)	(0.0%)	(14.3%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)

特定既存単独処理浄化槽 0 (0.0%)

R6年度 坂町

検査基数 17

合併 7 41%

単独	10	59%					
新構造	7	(70.0%)		旧構造	3	(30.0%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	6	1	0	2	1	0	0
割合	(60.0%)	(10.0%)	(0.0%)	(20.0%)	(10.0%)	(0.0%)	(0.0%)

特定既存単独処理浄化槽 0 (0.0%)

R6年度 安芸太田町

検査基数 79

合併 58 73%

単独	21	27%					
新構造	16	(76.2%)		旧構造	5	(23.8%)	
処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)
基数	16	0	0	2	2	0	1
割合	(76.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(9.5%)	(9.5%)	(0.0%)	(4.8%)

特定既存単独処理浄化槽 0 (0.0%)

R6年度	北広島町	検査基数	242												特定既存単独処理浄化槽
		合併	単独	77	32%										2
		165	新構造	64	(83.1%)		旧構造	13	(16.9%)						(2.6%)
		68%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)					
			基数	59	5	0	3	7	2	1					
			割合	(76.6%)	(6.5%)	(0.0%)	(3.9%)	(9.1%)	(2.6%)	(1.3%)					
R6年度	大崎上島町	検査基数	118												特定既存単独処理浄化槽
		合併	単独	56	47%										0
		62	新構造	38	(67.9%)		旧構造	18	(32.1%)						(0.0%)
		53%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)					
			基数	32	6	0	4	11	1	2					
			割合	(57.1%)	(10.7%)	(0.0%)	(7.1%)	(19.6%)	(1.8%)	(3.6%)					
R6年度	世羅町	検査基数	302												特定既存単独処理浄化槽
		合併	単独	129	43%										3
		173	新構造	111	(86.0%)		旧構造	18	(14.0%)						(2.3%)
		57%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)					
			基数	108	3	0	1	12	4	1					
			割合	(83.7%)	(2.3%)	(0.0%)	(0.8%)	(9.3%)	(3.1%)	(0.8%)					
R6年度	神石高原町	検査基数	93												特定既存単独処理浄化槽
		合併	単独	17	18%										0
		76	新構造	15	(88.2%)		旧構造	2	(11.8%)						(0.0%)
		82%	処理方式	分離接触ばっ気	分離ばっ気	その他	平面酸化床(旧)	全ばっ気(旧)	分離ばっ気(旧)	その他(旧)					
			基数	15	0	0	1	1	0	0					
			割合	(88.2%)	(0.0%)	(0.0%)	(5.9%)	(5.9%)	(0.0%)	(0.0%)					

府中町、海田町は浄化槽の設置基数が少ない状況ですが、人槽規模に関係なく、合併処理浄化槽に比べ単独処理浄化槽の設置割合が高い状況です。

府中町、海田町は広島市近郊で、単独処理浄化槽が主流であった昭和から平成初期にかけ、住宅開発が進んだ地域であり、現在もその名残として、単独処理浄化槽が残っています。

一方、下水道の整備も早い段階から積極的に行われ、公共下水普及率が非常に高く、合併処理浄化槽が普及しなかった側面もあります。

両町共に特定既存単独処理浄化槽の基数自体は少ないのですが、単独処理浄化槽の検査基数に対する割合としては、高い結果となっております。

一方、神石高原町など、人口密度が低い地域については、2000年代初めの、単独処理浄化槽の設置禁止と共に、国の、循環型社会形成推進交付金などを活用した、各自治体の補助金制度を活用し、下水道未整備地域を対象に、合併処理浄化槽の設置支援がされてきた背景があり、単独処理浄化槽の割合が低いと考えられます。

このような地域は、特定既存単独処理浄化槽についても、ほとんど存在していない結果となっています。

６．広島県内の特定既存単独処理浄化槽判定数の推定

指針のフローに沿って判定を行い算出した先程の各市町の特定既存単独処理浄化槽の数から推定すると、県内の特定既存単独処理浄化槽の数は次のようになります。

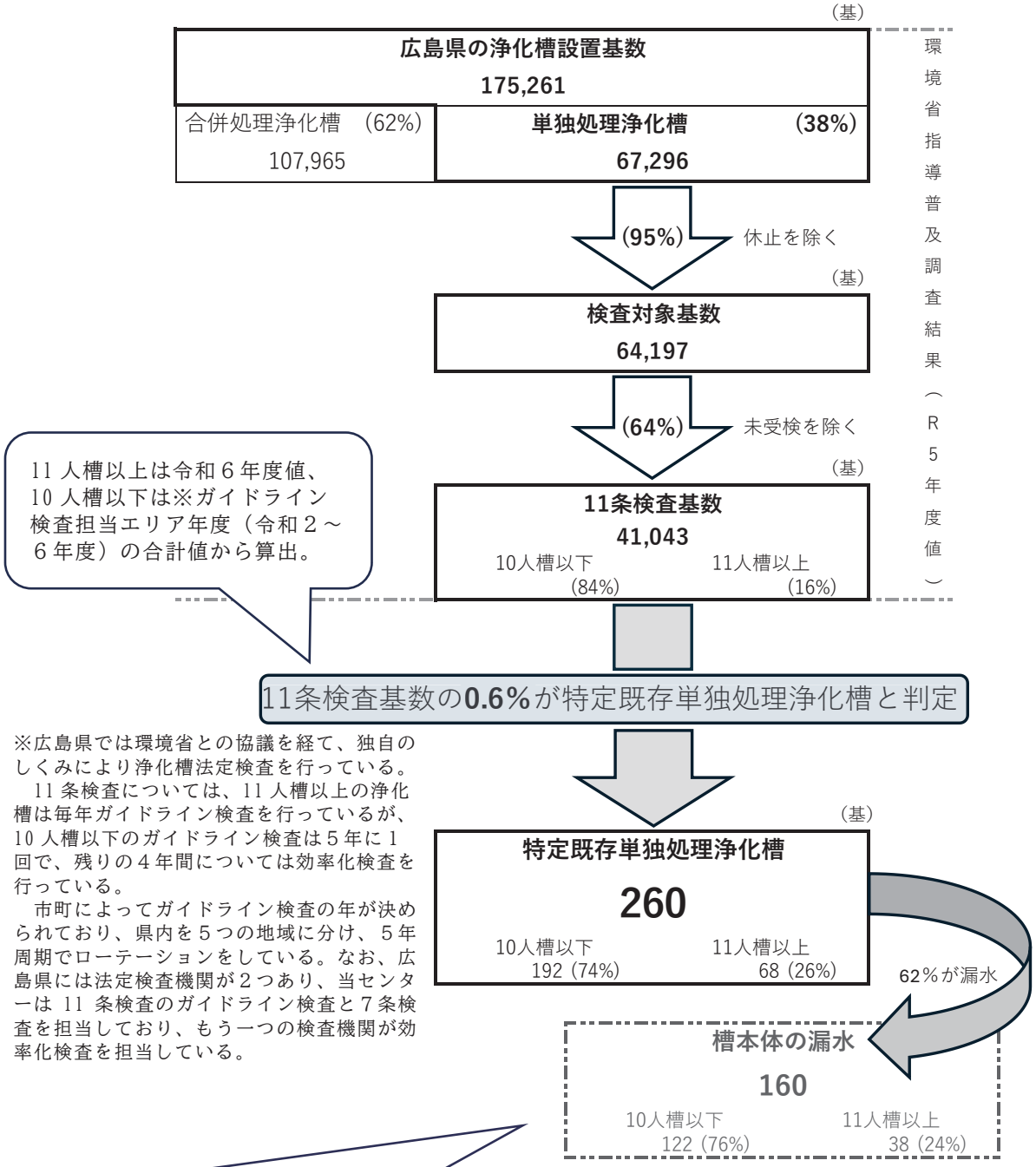

特定既存単独処理浄化槽として判定された場合、改善に向けた措置として、合併処理浄化槽への転換を原則とした指導等を行うことになるが、保守点検等の結果から判断して再発が起こらない形であれば補修による改善も認められるものとして指導等が行われると想定される。（過去に補修実績がある場合は転換が原則となる。）

そのため、基本的には補修等による改善が行われると考えられるが、大掛かりな補修作業となる槽本体の漏水は、特定既存単独処理浄化槽の中で約 62%（260 基中 160 基）を占めていると推測される。

７．最後に

浄化槽法の施行規則改正があり、11条検査結果報告に、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無が追加されました。

今後広島県でも、いつから、どのように検査結果に反映させ、どのような指導をしていくのかを関係者で協議が進められていくと思います。

その際に、県内の状況を把握するための参考になればと思い、この度このような資料を作成しました。

なお、この資料は、当センターの実施結果のみを基に作成をしており、10人槽以下については一番古いもので令和２年度のデータになります。

現在の実態とは多少異なる結果となるところがあるかもしれませんことは、あらかじめご承知おきください。

「環境の日」ひろしま大会に参加して

業務部検査課長
荒　中　正　紀

令和７年６月21日（土曜日）、「環境の日」ひろしま大会実行委員会主催（事務局：広島県環境県民局環境政策課）による令和７年度「環境の日」ひろしま大会が開催され、当センターもこの大会の開催目的に賛同する団体の一員として昨年度に引き続き出展しました。

「環境の日」ひろしま大会は、環境への負荷の少ない持続可能な社会構築に向け、県内事業者等による環境保全に関する取組紹介などの情報発信を通じて、環境保全や地球温暖化対策についての県民の理解や機運の醸成を図ることを目的としたイベントです。今年も広島市中区の基町クレドで行われました。

24の団体が環境保全活動の展示や体験・工作ができる出展を行い、他にもステージイベントではヒーローショー、講演会、スタンプラリーの抽選会、またサンチェくんが応援に駆けつけてくれ会場は大いに盛り上がりました。

当センターの出展ブースでは来場者へ水環境に対して理解、関心をもってもらうことを目的として浄化槽模型及びパネルの展示に加え、浄化槽に関連する簡単なクイズを行いました。また、当ブースに、より多くの方々に立ち寄っていただけるよう、子供から大人まで楽しめる「スーパーボールすくい」をクイズの参加者へ無料で提供しました。

当日の天候はあいにく曇り空でしたが、多くの方々が立ち寄ってくださいました。特にお子様連れのご家族に大変好評で、「スーパーボールすくい」をするために、お子様とご家族が一緒に、クイズの正解のヒントとなっている展示物をじっくりとご覧になられ、水環境の保全や浄化槽について理解、関心を深めていただきました。

後日実行委員会より、6,200人の方々にご来場いただいたとのお知らせがありました。環境保全活動や持続可能な社会の実現に向けて、正しく学んでいただくために大変良いイベントとなっていました。浄化槽の適正な管理についても多くの方々にご理解いただけるよう、来年度に向けてより良い出展が出来るよう取り組んでまいります。

第39回全国浄化槽技術研究集会に参加して

福山支所検査一係
主任検査員
石　田　祥　史

令和７年10月15日、16日に水戸市で開催された、第39回全国浄化槽技術研究集会に参加致しました。

「公営企業としての下水道事業の現状と課題」の発表では、令和７年１月の埼玉八潮市の下水管の破損による道路陥没死亡事故が発生したことから、上下水道のあり方を改めて考えさせられました。その点、浄化槽に関しては、個々の管理者が迅速に対応でき、コストの削減になり有益なインフラになっています。

「浄化槽法定検査時におけるヒヤリハットとインシデント」の発表では、日々の検査業務でのヒヤリハットについては共感できる事例が多くありました。例えば、マンホールの劣化等による落下未遂や、三角コーンを置いて立ち入り禁止措置をしていたにもかかわらず車が入ってきた事例などがありました。発表があった検査機関では、ヒヤリハットの事例を毎週末共有し、事故につながらないよう対策されていました。当センターでも取り入れて、事故を減らし、みんなが安心安全に業務できる体制を築いていけたら良いと思いました。

その他の研究発表もとても興味深く貴重な経験をさせていただきました。この経験を糧とし、今後の業務に生かして参りたいと思います。

この度は、勉強させて頂く貴重な機会を頂き有難うございました。

第39回全国浄化槽技術研究集会に参加して

業務部検査課検査二係
主任検査員
守　下　　翼

令和７年10月15日・10月16日に茨城県水戸市で開催された第39回全国浄化槽技術研究集会に参加しました。

初日の15日は式典、特別講演、研究発表が行われ、研究発表会では研究発表１、２に出席しました。

研究発表で興味を惹かれたのは一般財団法人福岡県浄化槽協会様の「小型合併処理浄化槽の維持管理時における硫化水素の発生に関する基礎的調査」です。浄化槽の保守点検作業時において硫化水素が発生する可能性がある事を理解し安全対策を講じていても、十分な知見は蓄積されていない現状を背景に、本発表は小型合併処理浄化槽の保守点検時における硫化水素の発生状況についての調査を行い、労働災害リスクを検討するという内容でした。

本調査の結果は、小型合併処理浄化槽内で硫化水素が発生することは確認されたものの、硫化水素の検知濃度及び上昇性、残留性が低いため、労働災害リスクは低いと考えられるが、状況によっては槽内に頭部を入れて作業する事があり作業内容に応じて徹底した安全対策を講じることが重要とのことでした。

発表を傾聴して、作業時はより注意深く作業を行っていきたいと改めて考えるとともに、浄化槽内のバルブ操作前と操作時の検知濃度や水面からある高さ毎の検知濃度等の知見も得ることができ、当センターで講じている硫化水素中毒の防止策に厚みをつけていきたいと考えました。

二日目は行政報告と検査機関等の情報提供を傾聴しました。興味深かったのは公益社団法人徳島県環境技術センター様の「浄化槽台帳システムのDX化」です。法定検査時に検査員が二次元コードのステッカーを浄化槽付近に貼付し、清掃時に清掃作業員が二次元コードをスマートフォンで読み取り、県の浄化槽台帳システムに清掃情報が登録されるという仕組みを作成され、その運用状況についての報告という内容でした。二次元コードを読み取るにはステッカーを平面に貼付する必要がある事や家のリフォームなどでステッカーが撤去される可能性がある等の課題がありますが、初期投資と維持管理が安価であり、容易に台帳システムに登録できる点においては、迅速な台帳整備の進行及び確実な台帳管理に大きく貢献できると思われます。個人的には、DX化のさらなる推進によって、浄化槽管理者が負担となっている保守点検・清掃記録の保管義務の緩和に期待したいと考えています。

本研究集会に参加して、研究機関、大学、検査機関の高度な内容の発表に触れたことにより、浄化槽を様々な視点から考察する大切さに気付かされました。今後の検査業務に生かしていきたいと存じます。

新たな力　新規採用検査職員からのメッセージ

学びを力に、信頼される検査員を目指して

業務部検査課検査二係
検査員
新　田　流　清

令和７年４月に入職してから、早くも半年以上が経過しました。この間、日々の業務を通じて、浄化槽法定検査の重要性と、それに伴う責任の重さを身をもって感じております。入職当初は、「浄化槽」という言葉に対して漠然としたイメージしか持っておらず、検査の意義や現場での対応についても未知の世界でした。しかし、先輩方の丁寧なご指導のもと、現場に同行しながら一つひとつの業務を経験することで、少しずつではありますが、検査員としての自覚と責任を育んでまいりました。

この半年間は、浄化槽の構造や機能、検査の流れ、管理者様への説明方法など、基礎的な知識と実務経験の習得に努めてまいりました。特に、大臣認定型の浄化槽はメーカーごとに構造が異なり、検査項目や確認すべきポイントも多岐にわたるため、正確な知識と柔軟な対応力が求められることを痛感しております。こうした作業は、単なる確認作業ではなく、環境保全と公衆衛生の維持に直結する重要な役割であると理解しています。

また、浄化槽検査員の仕事は、検査を行うだけでなく、管理者様へ浄化槽の状態を分かりやすく、丁寧に説明することも大切な業務の一つです。中には、法定検査に対して懐疑的な姿勢を示される方もいらっしゃいますが、そうした方々にも納得いただけるよう、根気強く誠実な対応を心がけております。検査の目的や意義を伝えることで、浄化槽の適正な維持管理への理解を深めていただき、結果として地域の生活環境の向上につながると信じています。

さらに、検査業務においては、技術的な知識だけでなく、コミュニケーション能力も重要であると感じています。管理者様の中には高齢の方も多く、専門用語を使わずに説明する工夫や、安心していただけるような言葉選びが求められます。検査員としての信頼は、こうした日々の積み重ねによって築かれるものであり、私自身もその信頼に応えられるよう、常に誠実な姿勢を忘れずに業務に取り組んでおります。

今後、法定検査の重要性はますます高まっていくことでしょう。気候変動や人口減少といった社会的課題の中で、浄化槽の適正な管理は地域の衛生環境を守る上で欠かせないものとなります。そうした時代の中で、私自身も検査員としての技術と知識を磨き続け、微力ながらも管理者様の安心と地域の衛生環境の維持に貢献できるよう、誠心誠意努めてまいります。

まだまだ未熟ではございますが、日々の業務を通じて一歩ずつ成長し、皆様から信頼される検査員

となれるよう努力を重ねてまいります。今後ともご指導ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

●トピックス

1　令和８年度第40回全国浄化槽技術研究集会の開催地決定……38

2　表彰者紹介

令和７年度全浄連会長表彰

公益社団法人広島県環境保全センター　荒中　正紀 …… 39

公益社団法人広島県環境保全センター理事長　永年勤続職員表彰

公益社団法人広島県環境保全センター　末廣　嘉美 …… 39

公益社団法人広島県環境保全センター理事長　永年勤続職員表彰

公益社団法人広島県環境保全センター　北本　達也 …… 39

公益社団法人広島県環境保全センター理事長　永年勤続職員表彰

公益社団法人広島県環境保全センター　石田　祥史 …… 39

公益社団法人広島県環境保全センター理事長　永年勤続職員表彰

公益社団法人広島県環境保全センター　守下　　翼 …… 39

3　東広島支所移転のお知らせ……40

トピックス１

令和８年度第40回全国浄化槽技術研究集会の開催地決定

開催日程：令和８年10月14日（水）・15日（木）
開 催 地：広島県広島市
開催会場：広島コンベンションホール
　　広島市東区二葉の里３－５－４　広テレビル
　　JR広島駅新幹線口（北口）から徒歩４分
主　　催：公益財団法人日本環境整備教育センター

当センターも協賛として開催のお手伝いをさせていただきます。
是非皆様のご参加をお待ちしております。

第39回全国浄化槽技術研究集会で次回開催地を代表して理事長が挨拶

令和７年10月15日（水）・16日（木）に、茨城県水戸市の水戸市民会館で第39回全国浄化槽技術研究集会が開催され、当センターの藤原理事長が次回開催地の代表として招待され、挨拶をいたしました。

藤原理事長

トピックス２

表彰者紹介

受 賞 名：令和７年度全浄連会長表彰
氏　　名：荒中　正紀
所 属 等：公益社団法人広島県環境保全センター
　　業務部検査課長
受賞区分：会員団体役員等功労者

受 賞 名：公益社団法人広島県環境保全センター理事長表彰
氏　　名：末廣　嘉美
所 属 等：公益社団法人広島県環境保全センター
　　業務部業務課業務二係　専門員
受賞区分：功労者（永年勤続）

受 賞 名：公益社団法人広島県環境保全センター理事長表彰
氏　　名：北本　達也
所 属 等：公益社団法人広島県環境保全センター
　　福山支所検査二係　主任検査員
受賞区分：功労者（永年勤続）

受 賞 名：公益社団法人広島県環境保全センター理事長表彰
氏　　名：石田　祥史
所 属 等：公益社団法人広島県環境保全センター
　　福山支所検査一係　主任検査員
受賞区分：功労者（永年勤続）

受 賞 名：公益社団法人広島県環境保全センター理事長表彰
氏　　名：守下　翼
所 属 等：公益社団法人広島県環境保全センター
　　業務部検査課検査二係　主任検査員
受賞区分：功労者（永年勤続）

皆様おめでとうございます

トピックス３

東広島支所の移転先について（お知らせ）

当センター東広島支所は、令和７年10月27日に次のとおり移転しました。

１　新住所

○　東広島市八本松町米満 198－１

広島県西部こども家庭センター東広島支所庁舎１階

（２階は、広島県西部こども家庭センター東広島支所として令和７年９月１日に開所済）

２　位置図（東広島市HPを一部加工）

・JR寺家駅から北西へ約900m、徒歩14分
・（仮称）八本松スマートインターチェンジ
（2026年度末開通予定）から南東へ約1.9km

●会員

浄化槽検査委員会　委員名簿 …… 42

製造・施工部会、保守点検・清掃部会　委員名簿 …… 43

役員・相談役名簿 …… 44

会員名簿 …… 45

浄化槽検査委員会　委員名簿

（任期：令和９年６月30日まで）　〔令和７年11月現在〕

氏　名	所属・職名
西　村　和　之	県立広島大学　名誉教授
中　井　智　司	広島大学大学院　先進理工系科学研究科　教授
石　田　陽　子	広島県　環境県民局　循環型社会課長
奥　野　功　貴	広島県　土木建築局　建築課長
花　木　陽　子	広島市　環境局　業務部　業務第二課長
永　井　　修	広島市　都市整備局　指導部　建築指導課長
竹　本　洋　介	呉市　環境部　環境試験センター長
垣　中　太　郎	呉市　都市部　建築指導課長
表　　宏　哉	福山市　経済環境局　環境部　環境保全課長
豊　田　知　秋	福山市　建設局　建築部　建築指導課長
西　田　幸　雄	東広島市　生活環境部　生活衛生課長
瓜　生　友　巳	クボタ浄化槽システム株式会社　中四国支店長
濱　田　一　二	ハマダ産業株式会社　代表取締役
大　森　雄　男	富士企業株式会社　監査役
金　田　昭　弘	株式会社オガワエコノス　業務部　部長

製造・施工部会専門委員名簿

任期：令和７年９月１日～令和９年８月31日　　（部会担当副理事長　大歳　嘉昭）

区　分	氏　名	事業所・職名
部 会 長	庄　谷　昌　裕	有限会社光和工業所　代表取締役
副部会長	栁　　亮	三次電工株式会社　代表取締役
専門委員	内　山　和　彦	株式会社ダイキアクシス　広島支店　支店長
専門委員	岡　村　圭　三	株式会社ハウステック　中四国支社　広島営業所　営業課　主任
専門委員	團　　和　広	株式会社中国ネオ　業務部　プラントグループ　グループリーダー
専門委員	濱　田　陽　平	フジクリーン株式会社　広島営業所 所長
専門委員	山　下　善　靖	クボタ浄化槽システム株式会社　営業課長

保守点検・清掃部会専門委員名簿

任期：令和７年９月１日～令和９年８月31日　　（部会担当副理事長　山本　益光）

区　分	氏　名	事業所・職名
部 会 長	坂　本　光　宏	有限会社茂本住設　代表取締役
副部会長	大　森　雄　男	富士企業株式会社　監査役
専門委員	石　田　剛呂宇	株式会社ヒロエー　取締役
専門委員	金　田　昭　弘	株式会社オガワエコノス　業務部　部長
専門委員	高　原　栄　記	株式会社モリワキ工業　統括責任者
専門委員	土　井　美智雄	アシナ環境管理センター有限会社　代表取締役
専門委員	濱　下　勝　彦	双葉産業株式会社　代表取締役
専門委員	山　本　健　一	株式会社ヒロキタ　代表取締役

役員名簿

（任期：第48回通常総会まで）　〔令和７年11月現在〕

役　職	氏　名	所属・職名
理事長	藤　原　章　員	藤原商事株式会社　会長
副理事長	山　本　益　光	株式会社山本衛生　代表取締役
副理事長	大　歳　嘉　昭	備北設備工業株式会社　代表取締役
副理事長	土　井　　司	公益社団法人　広島県環境保全センター　事務局長
理　　事	今　岡　　務	元　広島工業大学　環境学部　名誉教授
理事兼顧問	大　森　雄　嗣	富士企業株式会社　取締役相談役
理　　事	内　山　和　彦	株式会社ダイキアクシス　広島支店　支店長
理　　事	坂　本　光　宏	有限会社茂本住設　代表取締役
理　　事	庄　谷　昌　裕	有限会社光和工業所　代表取締役
理　　事	谷　本　憲　秋	株式会社朝日グリーン　代表取締役
理　　事	秦　　秀　司	有限会社尾道環境センター　代表取締役
理　　事	濱　下　勝　彦	双葉産業株式会社　代表取締役会長
理　　事	林　　忠　正	廿日市市公衆衛生推進協議会
理　　事	松　井　秀　明	株式会社中国ネオ　総務部長
理　　事	箕　田　英　紀	三次市公衆衛生推進協議会
理　　事	山　本　健　一	株式会社ヒロキタ　代表取締役
理　　事	角　　正　明	公益社団法人　広島県環境保全センター　業務部長
理　　事	山　本　泰　之	公益社団法人　広島県環境保全センター　総務部長
監　　事	上　長　　仁	海田町選挙管理委員会　委員
監　　事	栁　　亮	三次電工株式会社　代表取締役

相談役名簿

〔令和７年11月現在〕

役　職	氏　名	所属・職名
相談役	花　咲　文　詞	株式会社大造産業　代表取締役

会員名簿

会員数: 90人　　〔令和７年11月１日現在:順不同〕

郵便番号	所　在　地	法　人　名	代表者名
720-0311	福山市沼隈町草深2785-132	株式会社　アースウイング	代表取締役　岡崎　元紀
735-0013	安芸郡府中町浜田二丁目1-16	有限会社　アイ環境	代表取締役　大原　昌浩
722-0215	尾道市美ノ郷町三成882-1	青山配工　株式会社	代表取締役　青山　暢克
736-0082	広島市安芸区 船越南三丁目25-11	安芸企業　有限会社	取　締　役　夏山　永根
735-0013	安芸郡府中町浜田三丁目5-13	株式会社　アクアシステム	代表取締役　森　　直樹
721-0955	福山市新涯町五丁目36-14	朝日環境衛生　有限会社	代表取締役　山口　哲男
731-5102	広島市佐伯区 五日市町石内5761-9-201号	アサヒクリーン　有限会社	取締役社長　桝本英美子
732-0066	広島市東区牛田本町一丁目7-15	株式会社　朝日グリーン	代表取締役　谷本　憲秋
729-3101	福山市新市町戸手1139-1	アシナ環境管理センター　有限会社	代表取締役　土井美智雄
921-8043 〔731-0138	石川県金沢市西泉三丁目92 広島市安佐南区祇園三丁目19－28 ブリーズコート参番館B棟1F	アムズ　株式会社 広島支店	代表取締役　谷口　　吏 所 長 代 理　山廣　賢治〕
722-0061	尾道市向東町1836-2	有限会社　馬原衛生社	取　締　役　馬原　竜治
721-0966	福山市手城町一丁目5-11	有限会社　うらべ水処理	代表取締役　岡本　浩一
737-2213	江田島市大柿町大原2183-1	有限会社　江能環境整備	代表取締役　土井　啓嗣
739-0601	大竹市東栄一丁目2-8	株式会社　大竹環境保全	代表取締役　三井　崇裕
726-0013	府中市高木町502-10	株式会社　オガワエコノス	代表取締役　小川　　勲
729-0141	尾道市高須町4887-6	有限会社　尾道環境センター	代表取締役　秦　　秀司
722-0202	尾道市原田町梶山田1890-5	有限会社　尾道クリーンサービス	代表取締役　川内　雄二
737-1201	呉市音戸町坪井二丁目6-3	有限会社　音戸企業	代表取締役　加藤　義信
737-0303	呉市下蒲刈町下島2260	蒲刈興業　有限会社	代表取締役　船田　成治
722-2102	尾道市因島重井町5649-2	有限会社　環境管理センター	代表取締役　桑原　直樹
720-0203	福山市田尻町2337-1	来山環衛工業　有限会社	代表取締役　来山　洋一
720-2117	福山市神辺町下御領1352-6	共栄サービス　有限会社	代表取締役　小林　　進

郵便番号	所　在　地	法　人　名	代表者名
141-8519 〔730-0053	東京都品川区西五反田7-25-19 広島市中区東千田町二丁目9-57	共和メンテナンス　株式会社 中国四国支店	代表取締役　橋本　正明 支　店　長　加川　知樹〕
731-0502	安芸高田市吉田町国司196	有限会社　国司衛生興業	代表取締役　鉄本　秀樹
661-8567 〔732-0057	兵庫県尼崎市浜一丁目1-1 広島市東区二葉の里三丁目5－7 グラノード広島6F	クボタ浄化槽システム　株式会社 中四国支店	代表取締役　杉山　雅利 支　店　長　瓜生　友巳〕
722-0025	尾道市栗原東二丁目11-16	有限会社　栗尾衛生社	代表取締役　栗尾　敬治
731-3821	山県郡安芸太田町土居310	株式会社　クリンプロ	代表取締役　川村　広晶
737-0134	呉市広多賀谷二丁目4-11	呉市衛生興業　株式会社	代表取締役　濱下　洋介
721-0957	福山市箕島町5202-1	ケイ・ケイ・エス　有限会社	代表取締役　小川　俊行
722-1123	世羅郡世羅町甲山5	株式会社　甲山プロパン	代表取締役　藤河　正純
722-2324	尾道市因島田熊町1191-2	有限会社　光和工業所	代表取締役　庄谷　昌裕
722-0215	尾道市美ノ郷町三成2761	有限会社　小坂設備	代表取締役　小坂　祐毅
728-0022	三次市西酒屋町538-1	株式会社　コスモス	代表取締役　黒瀬　秀哉
738-0222	廿日市市津田1038-3	有限会社　佐伯清掃サービス	代表取締役　小林健二郎
723-0016	三原市宮沖一丁目13-7	山陽建設　株式会社	代表取締役　深山　隆一
722-0046	尾道市長江一丁目1-4	シオダ環境開発　株式会社	代表取締役　塩田　　公
721-0926	福山市大門町一丁目40-20	有限会社　茂本住設	代表取締役　坂本　光宏
720-0004	福山市御幸町中津原1678-1	株式会社　浄管センター	代表取締役　渡辺　保則
720-0836	福山市瀬戸町長和1116-9	新生浄水	代　表　者　山本　　弘
737-1377	呉市倉橋町2456-1	有限会社　西部環境開発	代表取締役　野見山誠二
722-0014	尾道市新浜一丁目14-11	株式会社　誠和	代表取締役　河本　一志
722-1626	世羅郡世羅町賀茂911-1	世羅衛生興業　有限会社	代表取締役　池田　智成
734-0013	広島市南区出島一丁目8-7	株式会社　相互	代表取締役　西明　崇雄
791-8022 〔731-0102	愛媛県松山市美沢1-9-1 広島市安佐南区川内五丁目1-22	株式会社　ダイキアクシス 広島支店	代表取締役　大亀　裕貴 支　店　長　内山　和彦〕

郵便番号	所　在　地	法　人　名	代表者名
720-0814	福山市光南町三丁目9-23	株式会社　大造産業	代表取締役　花咲　文詞
726-0012	府中市中須町1515	株式会社　太陽都市クリーナー	代表取締役　森山　直洋
722-0017	尾道市門田町29-1	有限会社　高垣商会	代表取締役　高垣　　博
731-0501	安芸高田市吉田町吉田1489-14	株式会社　高田環境	代表取締役　茂本　敬植
736-0085	広島市安芸区矢野西一丁目9-5	有限会社　高田実業	代表取締役　栗原　郁子
722-2102	尾道市因島重井町6235-1	有限会社　武田商事	代表取締役　柏原　　薫
725-0002	竹原市西野町1950-1	株式会社　竹原衛生社	代表取締役　宮下　佳昌
733-0821	広島市西区庚午北二丁目6-28	株式会社　中国ネオ	代表取締役　藤井　謙三
731-1525	山県郡北広島町石井谷1569	千代田衛生興業　有限会社	代表取締役　本長　糧太
729-5123	庄原市東城町戸宇589-1	有限会社　東環	代表取締役　黒瀬　秀哉
731-0138	広島市安佐南区祇園二丁目17-41	都市環境サービス　株式会社	代表取締役　金井慶一郎
725-0401	豊田郡大崎上島町木江丙144-1	内海衛生社	代　表　者　森川　尊介
731-5102	広島市佐伯区 五日市町石内5761-9-201号	西日本環衛工業　有限会社	取締役社長　桝本英美子
721-0957	福山市箕島町5816-97	西日本興業　有限会社	代表取締役　開原　利治
722-0073	尾道市向島町6595-24	有限会社　新田衛生社	代表取締役　新田　早苗
737-2302	江田島市能美町鹿川2543-1	能美衛生　有限会社	代表取締役　平野　美和
370-0841 〔730-0045	群馬県高崎市栄町1－1 広島市中区鶴見町2-19 ルーテル平和大通りビル１Ｆ	株式会社　ハウステック 中四国支社　広島営業所	代表取締役　新井　　仁 所　　長　三品　健司〕
739-0021	東広島市西条町助実35-2	株式会社　伯和総業	代表取締役　安本　養伯
720-0073	福山市北吉津町二丁目1-1 ファミール福山704	ハマダ産業　株式会社	代表取締役　濱田　一二
731-0502	安芸高田市吉田町国司543	有限会社　日之丸衛生社	代表取締役　伊藤　義博
735-0025	安芸郡府中町鹿籠二丁目17-12	日の丸環衛工業　有限会社	代表取締役　髙山　浩一
727-0015	庄原市実留町1836-8	有限会社　比婆西清掃社	代表取締役　元原都士夫
728-0021	三次市三次町2668	有限会社　備北清掃社	代表取締役　沈　　聖武
728-0014	三次市十日市南二丁目15-1	備北設備工業　株式会社	代表取締役　大歳　嘉昭

郵便番号	所　在　地	法　人　名	代表者名
734-0013	広島市南区出島二丁目13-35	株式会社　ヒロエー	代表取締役　石田　文優
731-0231	広島市安佐北区 亀山九丁目36-10	株式会社　ヒロキタ	代表取締役　山本　健一
729-5125	庄原市東城町川西856-1	広島ガス住設　株式会社	代表取締役　池岡　憲司
731-0143	広島市安佐南区長楽寺二丁目1-6	有限会社　広島環境サービス	代表取締役　迫田　嘉則
731-0125	広島市安佐南区 大町西一丁目24-40	株式会社　広島企業	代表取締役　新森　俊憲
734-0013	広島市南区出島二丁目4-34	広島日化サービス　株式会社	代表取締役　正圖　敏秀
737-2131	江田島市江田島町 秋月三丁目15-15	株式会社　ヒロセイ環境	代表取締役　間　　直樹
729-3304	世羅郡世羅町赤屋746	備後衛生　有限会社	代表取締役　國正　佳照
731-5136	広島市佐伯区楽々園四丁目6-19	富士企業　株式会社	代表取締役　眞継　　昭
460-0002 〔732-0052	名古屋市中区丸の内一丁目16-15 広島市東区光町一丁目7-11	フジクリーン　株式会社 広島営業所	代表取締役　後藤　雅司 所　　長　濱田　陽平〕
723-0003	三原市中之町八丁目25-10	藤原商事　株式会社	代表取締役　藤原　克彦
722-0022	尾道市栗原町7766	有限会社　二葉衛生社	代表取締役　貝川　治久
737-0136	呉市広長浜五丁目21-12	双葉産業　株式会社	代表取締役会長　濱下　勝彦
733-0812	広島市西区己斐本町一丁目2-15	株式会社　プラント	代表取締役　大倉　和志
722-1121	世羅郡世羅町西上原597	マルキチ　株式会社	代表取締役　重藤　　健
739-0151	東広島市八本松町原4792	株式会社　三井開発	代表取締役　三井　隆司
728-0016	三次市四拾貫町48-2	株式会社　三次衛生工業社	代表取締役　松浪　俊博
728-0011	三次市十日市西六丁目9-1	三次電工　株式会社	代表取締役　栁　　亮
739-0043	東広島市西条西本町15-4	有限会社　宗藤企業	代表取締役　宗藤　勝彦
729-0324	三原市糸崎四丁目9-35	森川環境サービス　有限会社	代表取締役　森川　正道
722-2323	尾道市因島土生町1784-8	株式会社　モリワキ工業	代表取締役　森脇　悦子
722-0005	尾道市福地町15-5	株式会社　山本衛生	代表取締役　山本　益光

編集後記

今年は暑い日が長く続きましたが、秋になると急に寒さが訪れ、体には少し堪える季節の変化となりました。秋への移ろいを感じる間もなく一気に冬が来たように感じましたが、そのおかげで木々が一段と美しく色づき、窓から眺める赤や黄色に染まる景色は、まるで自然からの贈り物のようです。

当センターは緑が多い場所にあり、春には桜やツツジなどの花々、初夏には青々とした緑、秋には鮮やかに色づいた木々、冬の霜が降り雪が降る日には白く輝く景色を見ることができます。

お越しいただく機会がありましたら、ぜひ四季の彩りも楽しんでいただければと思います。

総務課　清原久美子

裏表紙のスローガンは、令和２年に一般社団法人全国浄化槽団体連合会が「単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換」のスローガンを募集した際に、公益社団法人広島県環境保全センターが作成し応募したものです。

進めよう！

単独処理浄化槽から

合併処理浄化槽への転換

守ろう！

健全な水環境

公益社団法人 広島県環境保全センター

〒731-3167 広島市安佐南区大塚西四丁目2番28号

TEL 082-849-6411 FAX 082-849-6422

福山支所 〒720-8511 福山市三吉町一丁目1番1号
広島県福山庁舎西館2階
TEL 084-925-5306 FAX 084-925-5309

東広島支所 〒739-0133 東広島市八本松町米満198番1号
広島県西部こども家庭センター東広島支所庁舎内
TEL 082-493-6730 FAX 082-493-6736

https://www.hiroshima-khc.jp